

議事日程(第2号)

平成27年3月10日 午前8時59分開議

- 日程第1 議案第31号 吉賀町地域医療計画策定委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第32号 吉賀町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第33号 吉賀町民のいのちを守るまちづくり条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第34号 吉賀町保育所における保育に関する条例を廃止する条例について
- 日程第5 議案第35号 吉賀町小規模保育所条例の全部を改正する条例について
- 日程第6 議案第36号 吉賀町放課後児童クラブ条例の全部を改正する条例について
- 日程第7 議案第37号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第38号 吉賀町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第39号 吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第40号 吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第41号 吉賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第42号 吉賀町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第43号 吉賀町地域包括支援センター運営協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第44号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第45号 吉賀町霊きゅう運送事業に関する条例を廃止する条例について

- 日程第16 議案第46号 六日市町災害復旧資金利子補給条例等を廃止する条例について
- 日程第17 議案第47号 平成27年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第18 議案第48号 平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第19 議案第49号 平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第50号 平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
- 日程第21 議案第51号 平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
- 日程第22 議案第52号 平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第23 議案第53号 平成27年度吉賀町下水道事業特別会計予算
- 日程第24 議案第54号 平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第25 議案第55号 平成27年度吉賀町一般会計予算

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第31号 吉賀町地域医療計画策定委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第32号 吉賀町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第33号 吉賀町民のいのちを守るまちづくり条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第34号 吉賀町保育所における保育に関する条例を廃止する条例について
- 日程第5 議案第35号 吉賀町小規模保育所条例の全部を改正する条例について
- 日程第6 議案第36号 吉賀町放課後児童クラブ条例の全部を改正する条例について
- 日程第7 議案第37号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第38号 吉賀町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第39号 吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第40号 吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第41号 吉賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第42号 吉賀町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

て

- 日程第13 議案第43号 吉賀町地域包括支援センター運営協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第44号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第45号 吉賀町霊きゅう運送事業に関する条例を廃止する条例について
- 日程第16 議案第46号 六日市町災害復旧資金利子補給条例等を廃止する条例について
- 日程第17 議案第47号 平成27年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第18 議案第48号 平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第19 議案第49号 平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第50号 平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
- 日程第21 議案第51号 平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
- 日程第22 議案第52号 平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第23 議案第53号 平成27年度吉賀町下水道事業特別会計予算
- 日程第24 議案第54号 平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第25 議案第55号 平成27年度吉賀町一般会計予算

---

出席議員（10名）

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 桑原 三平君 | 2番 大多和安一君  |
| 3番 三浦 浩明君 | 4番 桜下 善博君  |
| 7番 河村 隆行君 | 8番 藤升 正夫君  |
| 9番 河村由美子君 | 10番 庭田 英明君 |
| 11番 潮 久信君 | 12番 安永 友行君 |

---

欠席議員（1名）

- 5番 中田 元君

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

- 局長 田原 和之君
-

説明のため出席した者の職氏名

町長	中谷 勝君	副町長	岩本 一巳君
総務課長	赤松 寿志君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	宮本 泰宏君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	光長 勉君
柿木地域振興室長	三浦 憲司君	出納室長	青木 一富君
教育委員長	花崎 訓恵君	教育長	石井 澄男君
教育次長	坂田 浩明君		

午前8時59分開議

- 議長（安永 友行君） ただいまの出席議員数は10人であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。
- 議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1. 議案第31号

- 議長（安永 友行君） 日程第1、議案第31号吉賀町地域医療計画策定委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

- 町長（中谷 勝君） おはようございます。引き続きよろしく願いいたします。

議案第31号でございます。吉賀町地域医療計画策定委員会条例の一部を改正する条例について。吉賀町地域医療計画策定委員会条例（平成20年吉賀町条例第40号）の一部を別紙のとおり改正する。平成27年3月9日提出、吉賀町長。

別紙等につきましては、詳細に保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

- 議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

- 保健福祉課長（宮本 泰宏君） おはようございます。

それでは、ただいま上程されております議案第31号吉賀町地域医療計画策定委員会条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を行います。

議会資料で申し上げますと、22ページになりますのでお開きください。

このたびの条例改正につきましては、吉賀町地域医療計画策定委員会の委員の任期につきまして改正を行うものであります。

吉賀町地域医療計画につきましては、平成26年度に第2次計画を策定したところですけど

も、改正前の条例では委員の任期は計画策定までとしてありました。したがって、平成26年3月末日で任期が満了していることになり、この状態では第2条に規定します地域医療体制の確保や地域医療の推進等に関する検討や進捗状況の検証ができないことから、委員の任期を計画期間を終えるまでということで延長することにいたしました。このことによりまして、毎年1回以上の委員会開催が可能となりまして、計画の進捗管理はもとより、緊急かつ重要な案件につきましても調査検討していただくことが可能となり、さらに地域医療の充実に寄与するものだと思っております。

以上で、詳細説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、日程第1、議案第31号吉賀町地域医療計画策定委員会条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

---

## 日程第2. 議案第32号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第32号吉賀町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 続きまして、議案第32号吉賀町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例について。吉賀町地域福祉計画策定委員会条例（平成22年吉賀町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。平成27年3月9日提出、吉賀町長。

別紙以降につきましては、引き続きまして保健福祉課長のほうから御説明を申し上げます。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） それでは、続きまして、議案第32号吉賀町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を行います。

このたびの条例改正につきましては、吉賀町地域福祉計画策定委員会の委員の任期につきまして改正を行うものであります。

定例参考資料の23ページをお開きください。

まず、第2条第2号中、計画の策定を地域福祉の推進等に改正することとしております。この理由につきましては、2点の理由で改正することとしました。まず1点目としまして、1号で計画の策定に関することを明示しておりまして、2号では計画の策定に関し必要と認めることとあり、1号と2号がやや重複した内容になっていること。それから、2点目としまして、現行の第

2条の所掌事項では、計画の策定を第一義的に所掌する内容となっておりまして、推進のあり方や進捗管理につきまして、委員会での検討がなかなかできかねるというような内容になっておりますので、このたびの条例改正でこの点についても改正をしていきたいということでございます。

それから、第4条につきましては、委員の任期を計画策定までとなっておりますが、進捗管理等を毎年行っていただくためには、計画期間終了までとする必要がありますので、そのことに対応するものでございます。

以上で、詳細説明を終了いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第2、議案第32号吉賀町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

---

### 日程第3. 議案第33号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第33号吉賀町民のいのちを守るまちづくり条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第33号を御提案申し上げます。

吉賀町民のいのちを守るまちづくり条例の一部を改正する条例について。吉賀町民のいのちを守るまちづくり条例（平成25年吉賀町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正する。平成27年3月9日提出、吉賀町長。

別紙以降につきましては、引き続きまして保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） それでは、続きまして議案第33号吉賀町民のいのちを守るまちづくり条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を行います。

資料で申し上げます、24ページ以降になります。

このたびの条例改正につきましては、島根県におきましては既に自殺を自死に改正をしております。これは平成25年だったと思います。このことにつきまして、平成26年度に開催しました吉賀町自殺予防対策ネットワーク会議におきまして、吉賀町においても自殺を自死に改正したほうがいいのかという意見を委員の方々からいただきました。このことを事務方であり

ます保健福祉課の中で内部協議をしましたが、やはり委員さん方がそのようにおっしゃっているということは、島根県並びに吉賀町が抱えている地域のありようだというふうに思いますので、このたびの条例改正に至ったというものでございます。

24ページ以降には条例改正の新旧対照表がございますが、本来なら条例中、自殺を自死に改めるといふ一文があれば全てこの条例は変わるんですけども、自殺を自死に変えられない用語がございます。例えば国の法律でありますとか、それから本来自殺という言葉を使わなければいけないところもあります。我々が今回変えようとしている部分は、一般的に言われている自殺の部分でローカリゼーションの中で島根県限定、吉賀町限定に変えていくというものでございますので、全国的に自殺が自死に変わっているというものではございませんので、全ての条文を一々自殺にかかわる部分をチェックをさせていただいて、この部分については自殺を変えてもいい、これは変えられないという部分がございます。そういった格好でこういう非常に長い条例改正になりました。例えば、24ページの右側の一番上を見ていただけますか。目次の後に、第3章自死予防対策ネットワーク会議とあります。これは私どもが設置した会議ですから自死に変えられますが、その下の第1条、この条例は自殺対策基本法というのがございます。これは国が定める法律でございますので、この自殺は変えることができません。といったように、条文に当たりましては全て一つずつチェックをいたしましたので、このような長い条例改正になったということを御理解をいただいたらというふうに思います。

逐条につきましては説明は割愛をさせていただきます。

失礼しました。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの提案理由の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第3、議案第33号吉賀町民のいのちを守るまちづくり条例の一部を改正する条例についての質疑を保留しておきます。

---

#### 日程第4 議案第34号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第34号吉賀町保育所における保育に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、続きまして、議案第34号吉賀町保育所における保育に関する条例を廃止する条例について。吉賀町保育所における保育に関する条例（平成17年吉賀町条例第108号）を別紙のとおり廃止する。平成27年3月9日提出、吉賀町長。

別紙以降、詳細につきましては保健福祉課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしく  
お願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） それでは、続きまして、議案第34号吉賀町保育所における保  
育に関する条例を廃止する条例についての詳細説明を行います。

このたびの条例廃止につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、  
保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律が施行されます。これは平成  
27年4月1日から施行されるわけですが、そのことに伴いまして、関係する条例を廃止  
をするものでありまして、この施行に当たっての条例につきましては9月に既に4本条例を出し  
ておりますので、そちらのほうで対応するというところでございます。

この条例は、吉賀町保育所における保育に関する条例という名称でございますけれども、旧児  
童福祉法にのっとりまして、この条例の第2条に規定するとおりに、保育に欠ける基準がいろ  
ろ列挙されておりました。しかしながら、子ども・子育て支援法では保育に欠けるか欠けないか  
というマル・バツ方式ではなく、保育の必要性に応じて保育を提供するということになりました  
ので、そういった法律が出ております。26年の9月議会において上程・可決をいただいたその  
条例の名称は、吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例等において施行されるということになりましたので、この条例の必要性がなくなったとい  
うことでございます。

以上で、詳細説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第4、議案第34号吉賀町保育所にお  
ける保育に関する条例を廃止する条例についての質疑は保留しておきます。

---

#### 日程第5. 議案第35号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第35号吉賀町小規模保育所条例の全部を改正する条例  
についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第35号吉賀町小規模保育所条例の全部を改正する条例  
について。吉賀町小規模保育所条例（平成26年吉賀町条例第20号）の全部を別紙のとおり改  
正する。平成27年3月9日提出。吉賀町長。



別紙以降につきましては、保健福祉課長のほうからまた御説明を申し上げますので、よろしく  
お願いします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） それでは、議案第35号吉賀町小規模保育所条例の全部を改正  
する条例につきまして詳細説明を行います。

この条例につきましては、先ほどの子ども・子育て支援法に関連するものですが、平成27年  
4月施行を予定しまして、昨年9月に上程・可決をいただいたものです。

この条例が、施行を目前にしまして国の準則等に基づきまして全部改正の必要が生じたため、  
このたび提案をするものでございます。

定例参考資料の28ページをお開きください。

まず、主なところだけ説明を申し上げますと、28ページの中段から下のところに事業がござ  
いますけれども、この中に延長保育事業を加える。それから一番下のところですが、入所手続に  
つきまして、第6条以降入所の承認の取り消し、保育の停止、それから第9条におきましては保  
育所の利用料、めくっていただきまして30ページ第10条におきましては延長保育事業、それ  
から、第11条におきましては保育所利用料及び保育所延長利用料の徴収等につきまして、新た  
にこの条例の中に挿入をさせていただいたというものでございます。

簡略ですが、以上で、詳細説明を終了いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第5、議案第35号吉賀町小規模保育所条例  
の全部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

---

### 日程第6. 議案第36号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第36号吉賀町放課後児童クラブ条例の全部を改正する  
条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 続きまして、議案第36号吉賀町放課後児童クラブ条例の全部を改正す  
る条例について。吉賀町放課後児童クラブ条例（平成17年吉賀町条例第193号）の全部を別  
紙のとおり改正する。平成27年3月9日提出、吉賀町長。

別紙以降につきましても、保健福祉課長のほうが御説明を申し上げますので、よろしくお願  
いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 続きまして、議案第36号吉賀町放課後児童クラブ条例の全部を改正する条例につきまして、詳細説明を行います。

この条例につきましても、先ほどの小規模の条例と同じでございまして、26年9月議会におきまして上程・可決をいただいたものですが、平成27年4月施行を目前にしまして、国の準則等、それから私どもの事情に基づきまして全部改正の必要が生じたので、このたび上程をさせていただいたというものでございます。

34ページをお開きください。主要なところだけ申し上げます。

34ページの右側の目的のところの一部内容が変わっております。それから、第2条のところでも場所が少し変わっておりますので、これにつきましても変更を加えております。35ページのところで、右側の第4条のところでは、対象児童が旧法では小学校1年から3年生に就学している児童としておりましたが、新法では第2条に定める対象区域の小学校に就学している児童で、ということです。難しい表現がしてありますが、要するに6年生まで全部放課後児童クラブに通うことができますよということでございます。第5条では運営の部分を加えました。それから、第6条で利用定員、第7条におきましては開設期間、めくっていただきまして、第8条では開設時間、第9条では登録と脱退を2つに第8条を分割をいたしました。それから、右側のページにいきまして、37ページでは第11条で利用料、それから12条で利用料の減免ということでございます。

簡略ですけれども、以上で詳細説明を終了いたします。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、日程第6、議案第36号吉賀町放課後児童クラブ条例の全部を改正する条例についての質疑を保留しておきます。

---

### 日程第7. 議案第37号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第37号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第37号でございます。吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例について。吉賀町介護保険条例（平成17年吉賀町条例第125号）の一部を別紙のとおり改正する。平成27年3月9日提出、吉賀町長。

別紙以降、詳細説明につきましては、保健福祉課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） それでは、議案第37号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を行います。

このたびの条例改正につきましては、2つの理由で改正をしなければならなくなりました。まず、第1点目としまして、介護保険法の改正に伴いまして、介護保険料の所得段階の階層の標準6段階が8段階に改正されるというものです。それから、第2点目としまして、これも介護保険法の改正に伴うものですが、第6期いきいき高齢者計画を改定しました。これは、3年に1回を目途として全国的に平成12年から6回にわたって改正されてきたものですが、このことにつきましては、短時間ではありましたが3月5日の全員協議会におきまして概略の説明をさせていただいたところです。ついては、その実施に当たりまして新たな事業の導入が予定されておりまして、このたびの条例改正でその事業の内容と施行時期を示すこととしたというものでございます。

定例参考資料の39ページ以降をお開きください。

議案では、第2条中平成24年度から平成26年度までを平成27年度から平成29年度までに改めというふうになっていますが、この平成27年度から29年度までという表記は、全て介護保険事業計画の第6期計画をあらわす、置きかえた言葉ですので、そのようにまず御理解いただいたらというふうに思います。

条例のほうでは、第1項第1号に掲げる者2万8,600円以降9号までございますが、これは新旧対照表のほうを見ていただいたらと思います。現行政省令では第1号から第6号まで6階層に分かれておりますけれども、これが右側の保険料率を見ていただいたらと思いますけれども、標準8階層、特例を加えますので9階層に変更するというものでございます。それぞれの保険料は2万8,600円、4万7,700円以降10万8,120円ということになっておりますので、これは料率を申し上げますと、一番上の（1）号が0.45、それから2階層が0.75、3階層が0.75、4階層が0.9、5階層が1.0、6階層が1.20、7階層が1.30、8階層が1.50、9階層が1.70というふうになっておりまして、国の料率を私どももそのまま踏襲をさせていただいたということでございます。

ちなみに、現在のところで非公式の情報なんですけれども、島根県の中では介護保険料が5,300円ということで、一番安い保険料になっております。

第5期計画でも安い保険料を担保することができましたし、第6期計画でも一番最低の保険料を担保することができたのは、これは住民の方々がまず自分の健康なり自分の介護予防に対して意識を高く持っていただいた成果だというふうに思っております。なおかつ、第6期計画では私

どもは6,000万円の基金を保有しておりますので、このことも住民の方々に改めて感謝申し上げなければいけないというふうに思っています。

続きまして、条例のほうに戻りますが、新たに地域支援事業の中で4つの事業を設けなければいけないということになっておりますので、現行の介護予防事業は現在のものを踏襲をしつつ、新たに6号以下の4つの事業を段階を追って今後進めていくということになると思います。

まず、6ですけれども、介護予防日常生活支援総合事業に関する経過措置でございますが、これにつきましては、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、平成29年4月1日から行うものとする。

それから、在宅医療介護連携推進事業の実施に関する経過措置につきましては、平成30年3月31日までの間には行わず、平成30年4月1日から行うものとする。

生活支援体制整備の事業に関する経過措置につきましては、平成30年4月1日から行うものとする。

認知症総合支援事業の実施に関する経過措置につきましては、平成30年4月1日から行うものとするというふうに現行の計画の中では定めております。

介護保険事業計画策定委員会は、3回開催させていただいたんですが、一応私どもの条例ではこのようにうたっているんですけども、毎年毎年ローリングをしていきます。その中で、前倒しでやっていかなきゃいけないというふうな事情が発生した場合には、直ちに条例改正をして、体制を整えて前倒しでやっていくということも確認をしておりますので、その点についても御報告をさせていただきます。

以上で、詳細説明を終了いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はありますか。 ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第7、議案第37号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

---

#### 日程第8. 議案第38号

#### 日程第9. 議案第39号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第38号吉賀町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び日程第9、議案第39号吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての2議案を一括して上程し、これを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、関連する2議案につきまして、御説明を申し上げます。

議案第38号吉賀町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。吉賀町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成24年吉賀町条例第36号）の一部を別紙のとおり改正する。平成27年3月9日提出、吉賀町長。

続きまして、議案第39号吉賀町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。吉賀町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年吉賀町条例第34号）の一部を別紙のとおり改正する。平成27年3月9日提出、吉賀町長。

この2議案につきまして、別紙以降、詳細説明につきましては、保健福祉課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくをお願いします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） それでは、議案第38号吉賀町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を行います。

定例参考資料の42ページをお開きください。

このたびの条例改正につきましては、介護保険法の改正に伴いまして、当該条例の改正の必要が生じたためということでございます。この条例につきましては、全条3条しかない条例なんですけれども、これにつきまして、平成24年12月27日に地方分権に伴いまして、地域密着型サービス関連につきましては市町村がその基準を定めたり、それから運営をしていく権限を与えられました。そのことによりまして、平成24年12月27日に12月議会に上程をさせていただいて公報させていただいたものですが、このたびの法改正に伴いまして、条例改正の必要が生じたということでございます。

条例中、趣旨のところがございますが、地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者というふうに改正をされております。

新たに指定介護予防支援事業者が入ったその理由でございますが、要は、地域密着型サービス要支援1、2の方に提供されるサービスは、市町村が新たに認めなければいけないということになりましたから、それがどういうふうなものが該当するかといいますと、ケアマネセンターであったり地域包括支援センターであったり、それからグループホームであったり小規模多機能型のサービスだったり、認知症対応型通所介護であったりということでございますので、こういったところの部分で新たに改正が加えられたということでございます。

以上で、詳細説明を終了いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。なお、質疑は議案番号を示してから行ってください。（発言する者あり）

詳細説明が全部済んでなかったようです。議案第39号についての詳細説明を行います。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 大変失礼しました。議案第39号につきまして詳細説明を改めて行います。

議会資料の43ページをお開きください。

この条例も、介護保険法の改正に伴いまして条例改正の必要が生じたものですが、見ていただいたらわかるように、本当に長い長い条例改正になっております。これを逐一御説明をするということにはなりませんので、私ども政省令をそのまま吟味をしましてこのたび上程をさせていただいたんですが、どういったことなのかということだけを御説明をさせて説明にかえさせていただいたと思います。

現在の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の構成なんですが、これは第2章で、定期巡回随時対応型訪問介護事業、要するにホームヘルプであったり訪問介護のサービスを提供する人員、設備、運営に関する基準、それから夜間対応型訪問介護、夜間専用の訪問介護を提供する事業者に当たっての人員なり設備、運営に関する基準、それから認知症対応型通所介護に対するそういった基準、それから小規模多機能居宅介護、これはデイサービスとショートステイとホームヘルプが複合型に提供されるそういう事業所の基準、それから認知症対応型共同生活介護、これは認知症の方に対するグループホームサービスの提供、それから地域密着型の特定施設入所者生活介護、これは養護老人ホームの银杏寮です。次に、第8章として地域密着型介護老人福祉施設の入所生活介護、これがとびのこの20床とみろくの20床、それから最後に複合型サービスとしまして、訪問介護と先ほどの小規模多機能をセットにしたサービスを提供できるというこの9つのサービスについて、市町村で権限を持つことができるということになっていました。

この部分の一番最後の複合型サービスにつきまして、改正条例のほうを見ていただいたらと思うんですが、3行目、目次中複合型サービスを看護、小規模、多機能型居宅介護に改めるとあります。要は、ショートステイとデイサービスとホームヘルプに看護を入れる、ホームナースが入り込んで4つのサービスを提供できるサービスを複合型サービスと呼ばないで、今度は看護小規模多機能型居宅介護に改めましょうということになりました。そのことに伴いまして、関連する部分をこのもともとありました政省令をそのまま市町村の条例にしましたので、この市町村の条例の中で関連する部分を全部このたび改正をしたというものでございます。

大変長いものでございますので、逐一条例の逐条についての解説は説明を割愛させていただいたらというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

以上で、詳細説明を終了いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、議案38号、議案39号の詳細説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第8、議案第38号吉賀町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び日程第9、議案第39号吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての2議案の質疑は保留しておきます。

---

#### 日程第10. 議案第40号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第40号吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 盛りだくさんで、また長い条例でございますけれど、よろしく申し上げます。

議案第40号吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年吉賀町条例第35号）の一部を別紙のとおり改正する。平成27年3月9日提出、吉賀町長。

これにつきましても、保健福祉課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） それでは、議案第40号吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、詳細説明を行います。

このたびの条例改正につきましても、上位法であります介護保険法の改正に伴って条例改正の

必要が生じたために上程をさせていただいたものでございます。

まず、この条例の趣旨なんですけれども、当該条例につきましては、平成24年に制定されたものでございまして、要支援1、2の方のグループホームでありましたり小規模多機能サービスであったり認知症対応通所型介護についての基準を定めたもので、権限移譲に伴いまして政省令を私どもの条例化をさせていただいたものです。

この中で、参考資料の68ページをお開きください。ここで右側のほうに前項ただし書きの場合というところがございまして、単独型、併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が、第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型、併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合(2)は当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に町長に届け出るものとする。簡単に言いますとどういうことかということ、グループホームであったり小規模多機能サービスであったり認知症対応型通所介護、デイサービスで認知症の方にサービスを提供する場合には、認知症対応型通所介護の介護報酬がいただけるんですが、例えばそういったところで要支援の方に対してショートをやりたいという場合には、ショートの施設を併設をしてできることになりました、今度から。それから小規模多機能型サービスにつきましては、ショートとデイとホームヘルプと、もし先ほど言いました従来の複合型でありますそれを訪問看護をとると、この4つのサービスが提供できるんですが、これ以外に、例えばグループホームを併設するといった場合には、そういうことができるようになりました。

そのことをやるためには、開始前に町長に全て届け出を出てくださいということになりましたので、さまざまなサービスをミックスして提供できるように新たになりましたので、それは、市町村の権限として町長に届け出れば町長が指定をすればできますよということ、新たにこの非常に長い名前の条例の中で対応するというものでございます。

そういったいろんなサービスが複合型で提供できるほうが地域住民にとって自分の近いところで多様なニーズに対応できるサービスが提供できるようにならないとなかなかその地域が回っていかないということがございますので、こういったところでも条例改正を必要とするような時代になったということでございます。

これも大変長いものでございますので、中で人数が変わったりだとか、敷地の問題であったりとか、そういったことについてその該当する部分が随分あるんですが、これにつきましては、国の準則をそのまま私ども適用させていただいてますので、逐条についての解説は割愛させていただいたらというふうに思います。

よろしくお願いたします。

○議長(安永 友行君) 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はありますか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第10、議案第40号吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

---

#### 日程第11. 議案第41号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第41号吉賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 続きまして、議案第41号吉賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について。吉賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。平成27年3月9日提出、吉賀町長。

これにつきましても、詳細説明を保健福祉課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくをお願いします。

○議長（安永 友行君） 担当課長より詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 続きまして、議案第41号吉賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例につきまして、詳細説明を行います。

このたびの条例の制定につきましては、これまでの条例同様、介護保険法の改正に伴いまして、当該条例の基準を市町村で定めることとなりました。そういったことに対応するものでございます。

非常に長いこの名称なんですけども、簡単に言いますと、どういったことかといいますと、今までは、要支援1、2それから要介護1、2、3、4、5の方の介護支援、要するにケアプラン管理ですが、これ、ケアプラン策定とケアプラン管理については、介護支援事業所いわゆるケアマネセンターでないとできなかったわけです。これが今回の法改正に伴いまして要支援1、2の方の訪問介護、それから等々に係りましては、市町村が提供できるということになりました。

今までケアマネセンターしかできなかったんですけども、それを要支援1、2の方、介護予防

というのは全部要支援の方に係るサービスで、介護支援というのが要介護の方に係るサービスですので、この点についても今からずっと介護保険がなくなる限りにおいては、同じ用語ですので、ここをまず押さえておいていただければ理解ができると思いますが、ですから介護予防というふうにした場合には、要支援1、2の方のサービスです。それに支援がついた場合には、ケアプラン管理、これ以外のものについては、自治体の介護サービスになります。ですからこれは、要支援1、2の方に対するケアプラン管理なんですけど、従来は、ケアマネセンターでやっていたものが今回の法改正で地域包括支援センターもこれに参入していいということになりました。

今までは地域包括支援センターは、要支援1、2、要介護1、2、3、4、5以外の方のケアプランしかつくることができなかつたんですが、今回の4月からの法改正で要支援1、2の方に対するケアプラン管理についても地域包括支援センターが介入してもいいということになりましたので、そういったことを市町村で定めてくださいということになりましたので、私どものほうでこの条例を制定をするということになったものでございます。

内容につきましては、これは、介護保険法で定めております指定介護支援事業者の人員、運営並びに基準と全く変わるものではございません。その中に地域包括支援センターが入り込んでおりますので、例えばその部分を見ていただきますと、ページが打ってございませんで大変わかりづらいのですが、13条ごらんになっていただけますか、13条の1号には、地域包括支援センター運営協議会という言葉が出てきますが、要は、地域包括支援センターでもこのサービスが提供できるのでそういったところで議を経なければいけないとか、そういった地域包括センターに係る部分が随分出てきます。

指定介護予防支援事業者という言葉がこの中でいろいろ出てきますけれども、例えば第8条のところの1番冒頭の部分、第7条の冒頭の部分、第6条の冒頭の部分、これは、全て地域包括支援センターを指すというふうに御理解をいただいたらと思います。

逐条の内容につきましては、説明を割愛させていただきます。

失礼いたしました。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） お尋ねしますが、第3条で指定介護支援予防事業者は、必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員としていますが、ちょっと今の地域包括支援センターの職員の中には、その保健師も今現在は、どんだけいるんですか。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 全国の事例は、ちょっとはつきりわからないんですが、吉賀町の事例を申し上げますと保健師はおりません。

保健師がいなくても看護師もしくは社会福祉士、介護支援専門員ならいいというふうに法律ではなっておりますので、社会福祉士が1名、それから看護師、介護支援専門員が正規職員としてそこに張りついております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） もう1件お聞きします。いろんな計画を立てられるケアマネジャーというのは、吉賀町内に何人おられますか。

つい最近、私の家の近くに熊本ナンバーの車でケアマネジャーの方が採用されたということで県外から来られておられますが、町内には、ケアマネジャーは何人ぐらいおられますか。それと今の現在の人員で十分なんですか。お聞きします。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 何人いるかという正確な数は私ではわからないんですが、役場の職員だけでも7名ぐらいいます。それから自分で資格を取った職員もいます。それから、社協には、20人とか30人とかという規模でいると思いますし、六日市病院にもおられますし、10人ぐらいおられるんじゃないかと思います。それから、よしかの里にもおられますし、それから、地域の中で資格を持っておられる方も仕事にはついていないけども資格を持っておられる方がおられると思います。

事業所におきましては、例えば六日市病院等々におきましては、人員配置の問題、この方が資格を取ってほしいという方がなかなか資格をとれない環境にあたりというようなことで、足りているといえれば人数は足りているけれども、職員配置上は足りていないというか、人事異動とかそういったことで足りていないというようなことが現象として生じているようでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第11、議案第41号吉賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての質疑は保留しておきます。ここで10分間休憩をします。

午前9時58分休憩

.....  
午前10時10分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

---

## 日程第12. 議案第42号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第42号吉賀町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議案第42号でございます。吉賀町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について。吉賀町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。平成27年3月9日提出、吉賀町長。

これにつきましても、保健福祉課長のほうから御説明を申し上げますのでよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 引き続きまして、よろしく申し上げます。

それでは、議案42号吉賀町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定につきまして詳細説明を行います。

このたびの、条例改正も上位法であります介護保険法の改正に伴いまして、吉賀町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定の必要が生じたということで、上程をさせていただいたものです。

まず、包括的支援事業とはどういったものかということをお説明申し上げますと、今、お手元に平成27年度の介護特会の予算書があればお開きをいただければありがたいんですが、19ページになります。平成27年度当初予算の介護保険特別事業会計の19ページをお開きください。議案は50号になります。きょう午後の審議になると思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。はい。

この19ページには、地域支援事業の中の包括的支援事業・任意事業とありまして、この事業は包括的事業、3事業を必ずやらなければいけない事業ということになってます。申し上げますと、介護予防ケアマネジメント事業、それから総合相談事業、それから権利擁護事業、包括的継続的ケアマネジメント支援事業、めくっていただきまして、5に任意事業とあります。

1から4までのところにつきましては、これは必ず必須事業ということで、地域包括支援センターが実施をしなければならない事業ということになってます。この事業が、介護保険法の中の115条の46第1項に規定されております包括的支援事業ということで規定されておりまして、この事業を地域包括支援センターが今まで実施をしていたんですけども、このことに関しまして、今回の法改正で包括的支援事業については、市町村で条例を定めて、運営をしてくださいという

ことになりましたので、このたびの条例の制定に至ったということでございます。

条例のほうに戻っていただけますか。この条例につきましても、国が管理をしておりました政省令をそのまま準則として、私どもも上程をさせていただいております。そんなに長くない条例ですけども、まず、趣旨として第1条に包括的支援事業の必要な事業を定めるものというふうにしておりまして、定義として包括的支援事業、それから地域包括支援センターとは何か、それから第1号被保険者とはどういった方々をいうのかを定義をしています。第3条では包括的支援事業の基本方針を定めておりまして、第4条では地域包括支援センターの職員にかかわる基準及び当該職員の人数を明示しております。先ほど、桑原議員から御質問いただきました件につきましては、第4条のところで、(1)保健師その他これに準ずる者というふうになってますので、保健師でなければいけないというふうな規定ではございませんので、吉賀町の場合は看護師を配置しております。以下につきましては、ごらんになっていただいたらと思います。逐条についての説明は割愛をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第12、議案第42号吉賀町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についての質疑は保留しておきます。

---

### 日程第13. 議案第43号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第43号吉賀町地域包括支援センター運営協議会設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議案第43号でございます。吉賀町地域包括支援センター運営協議会設置条例の一部を改正する条例について。吉賀町地域包括支援センター運営協議会設置条例（平成24年吉賀町条例第9号）の一部を別紙のとおり改正する。平成27年3月9日提出、吉賀町長。これにつきましても、保健福祉課長のほうから御説明を申し上げますのでよろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 失礼いたします。介護関連・福祉関連は、最後の条例になりました。

議案第43号吉賀町地域包括支援センター運営協議会設置条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を行います。

このたびの条例改正につきましても、上位法であります介護保険法の改正に伴いまして条ずれが生じたため、当該条例の改正の必要が生じたため、上程をさせていただいたものです。

定例参考資料の78ページになろうかと思えますけれども、第1条中、第115条の45第1項を115条の46第2項に改めるということで、介護保険法では、市町村を地域包括支援センターを設置することができるというふうなうたってあるんですが、これが条ずれが生じたということでそのことに対応するものでございます。

以上で、詳細説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第13、議案第43号吉賀町地域包括支援センター運営協議会設置条例の一部を改正する条例についての質疑を保留しておきます。

---

#### 日程第14. 議案第44号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第44号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議案第44号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について。吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例（平成17年吉賀町条例第36号）の一部を別紙のとおり改正する。平成27年3月9日提出、吉賀町長。

これにつきまして、総務課長のほうから詳細説明申し上げますのでよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第44号の詳細説明を行います。非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正するものです。

まず、別表の規定の改正なんですけども、別表第1のところですが、これにつきましては、昨日、教育委員会制度の法改正の説明がございましたけども、それに伴いまして、教育委員会に委員長という職がなくなることに伴います条例の改正でございます。

第2表のところなんですけども、これにつきましては、昨日、吉賀町サクラマスプロジェクト推進協議会設置条例の提案がありました。あわせてもう一つ、吉賀町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例というのが提案がございましたけども、この2つの条例を制定することによりまして、吉賀町サクラマスプロジェクト推進協議会の会長と委員、それから、いじめ問題の条例につきましては3つの委員会がございましたけども、吉賀町いじめ問題対策連絡協議会の会長と委員、吉賀

町いじめ防止等対策審議会の会長と委員、吉賀町いじめ問題に関する第三者調査委員会の会長と委員、これを新たに追加するものでございます。

それから、先ほど、きょう提案がありました「吉賀町自殺予防対策ネットワーク会議」につきましては、名称を「吉賀町自死予防対策ネットワーク会議」に名称が変更するものでございます。

それから、吉賀町表彰審議会につきましては、吉賀町表彰条例に表彰審議会を置く旨の規定はございましたけども、この特別職の報酬費用弁償支給条例の中に、この項がございましたので、今回それを新設するものでございます。施行日につきましては第1表の教育委員会を除いて、教育委員会委員長の改選を除いて、公布の日から施行するというようにしております。

教育委員会の委員長につきましては、教育委員会の条例と同様の規定になっております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑ないようですので、日程第14、議案第44号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

---

#### 日程第15. 議案第45号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第45号吉賀町霊きゅう運送事業に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第45号の御提案を申し上げます。

議案第45号吉賀町霊きゅう運送事業に関する条例を廃止する条例について。吉賀町霊きゅう運送事業に関する条例（平成17年吉賀町条例第131号）を別紙のとおり廃止する。平成27年3月9日提出、吉賀町長。

1枚お開きいただきたいと思います。吉賀町霊きゅう運送事業に関する条例を廃止する条例、吉賀町霊きゅう運送事業に関する条例（平成17年吉賀町条例第131号）は廃止する。附則、この条例は平成27年4月1日から施行する。

これにつきましては、今年度末で運転手1名が定年退職となります。そして、自己都合によりまして、やはり今年度末で2名いるうちのもう一人が退職されるということで、霊きゅう業務についての事業については、町で対処しないというようなことを決めて、こういう条例の廃止の条例を提案するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。詳細説明については

省略します。

質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第15、議案第45号吉賀町壺きゅう運送事業に関する条例を廃止する条例についての質疑を保留しておきます。

---

#### 日程第16. 議案第46号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第46号六日市町災害復旧資金利子補給条例等を廃止する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議題となっております議案第46号でございます。六日市町災害復旧資金利子補給条例等を廃止する条例について。六日市町災害復旧資金利子補給条例（平成11年六日市町条例第17号）、六日市町農業災害復旧資金利子補給条例（平成11年六日市町条例第18号）、平成16年18号台風災害復旧資金利子補給条例（平成16年六日市町条例第20号）及び吉賀町農業近代化資金の利子補給に関する条例（平成21年吉賀町条例第21号）を別紙のとおり廃止する。平成27年3月9日提出、吉賀町長。

整理されてなきゃならないものがあつたわけでございますけれど、こうして残ってございましたので、今回整理させていただくということで、詳細につきましては所管しております産業課長のほうから御説明を申し上げます。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それでは、議案第46号六日市町災害復旧資金利子補給条例等を廃止する条例についての詳細説明をさせていただきます。

六日市町災害復旧資金利子補給条例、六日市町農業災害復旧資金利子補給条例、平成16年18号台風災害復旧資金利子補給条例、吉賀町農業近代化資金の利子補給に関する条例、この4つの条例につきましては、平成23年度には利子補給が終了していたにもかかわらず、条例の廃止の処理が行われておりませんでした。そういうことで、本廃止条例によりまして整理をさせていただくものでございます。

本来であれば利子補給が終了次第、条例廃止をするべきものでございましたが、議会への上程がおくれまして大変申しわけありませんでした。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第16、議案第46号六日市町災害復旧資金利子補給条例等を廃止する条例についての質疑は保留しておきます。

---

日程第17. 議案第47号

○議長（安永 友行君） 続き、日程第17、議案第47号平成27年度吉賀町興学資金基金特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議案第47号でございます。

これにつきましては、興学資金関係につきまして、特別会計を設定して、来年度から行うというところでございます。

平成27年度吉賀町興学資金基金特別会計予算、平成27年度吉賀町興学資金基金特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,190万9,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。平成27年3月9日提出、吉賀町長。

1ページをお開きください。第1表歳入歳出予算、歳入、款1財産収入項1財産運用収入1,000円、款3繰入金項1基金繰入金900万円、項2他会計繰入金4,747万8,000円、款5諸収入項1貸付金元利収入543万円、歳入の合計が6,190万9,000円でございます。

1ページお開きください。歳出でございます。款1総務費項1総務管理費6,190万9,000円、歳出の合計が6,190万9,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたしております総務課長のほうから御説明を申し上げます。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、議案第47号平成27年度吉賀町興学資金基金特別会計予算の詳細説明を行います。

最初に、給与費明細書7ページをごらんいただきたいと思います。特別職のところですけれども、これにつきましては興学資金審査会委員4名分の報酬でございます。

戻っていただきまして、歳出の6ページをお開きいただきたいと思います。款1総務費項1総務管理費目1一般管理費ですが、001各種委員費これにつきましては、先ほども言いました興学資金審査会委員の報酬4名分でございます。4回を予定をしております。

それから、003貸付金これにつきましては、既存の貸し付けが15名、それと、今年度新規の貸し付けを10名見込んでおります。計25名分でございます。これにつきましては、基金から繰り入れて貸し付けを行う予定にしております。

次に、目の2財産管理費です。003基金積立金ですが、これにつきましては貸付金の残高見込みと現金残高の見込み、それに利子と今年度償還を受けるその金額について、興学資金の基金に積み立てを行います。貸し付け残高と現金残高の見込みにつきましては、昨日の一般会計の補正予算で基金の繰入金を計上してはいますが、その金額を一般会計から繰り入れて積み立てを行うものでございます。歳入のほうでも出てきます。

それでは5ページ、歳入のほうに戻っていただきまして、まず、財産収入の財産運用収入、利子及び配当金、これにつきましては基金利子を受け入れるものでございます。

それから、繰入金、基金繰入金、興学資金基金繰入金900万円につきましては、先ほど言いました貸付金の貸し付けに当たる部分を基金から繰り入れます。

それから、他会計繰入金、一般会計からの繰入金につきましては、先ほど言いました、昨日の平成26年度で取り崩した4,736万円と、歳出のほうで計上しました興学資金審査会委員の審査会の係る経費11万8,000円を加えまして、4,747万8,000円を一般会計から繰り入れをするものです。

それから、諸収入、貸付金元利収入につきましては、節の1につきましては現年分ということで、興学資金基金貸付金の元利収入、貸し付けたものを償還していただく平成27年度分の償還金を計上しております。

それから、節の2につきましては、滞納者に係る返償還金を計上をしております。78万円でございます。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わります。

これより質疑を許します。質疑はありますか。——ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第17、議案第47号平成27年度吉賀町興学資金基金特別会計予算の質疑を保留しておきます。

---

#### 日程第18、議案第48号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第48号平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議題となっております議案第48号平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算、平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億7,572万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。

歳入歳出予算の流用、第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1号保険給付費の各項に計上した予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。  
平成27年3月9日提出、吉賀町長。

1ページお開きください。第1表歳入歳出予算、歳入、款1国民健康保険税項1国民健康保険税1億2,287万9,000円、款2使用料及び手数料項1手数料7万1,000円、款3国庫支出金項1国庫負担金1億2,115万4,000円、項2国庫補助金5,653万1,000円、款4療養給付費等交付金項1療養給付費等交付金3,616万6,000円、款5前期高齢者交付金項1前期高齢者交付金3億869万7,000円、款6県支出金項1県負担金959万2,000円、項2県補助金2,853万7,000円、款7共同事業交付金項1共同事業交付金2億725万3,000円、款8財産収入項1財産運用収入1万5,000円、款9繰入金項1他会計繰入金8,471万1,000円、款10繰越金項1繰越金1,000円、款11諸収入項1延滞金加算金及び過料3,000円、項2雑入11万3,000円、歳入の合計が9億7,572万3,000円でございます。

歳出でございます。款1総務費項1総務管理費1,713万円、項2徴税费22万4,000円、項3運営協議会費29万9,000円、款2保険給付費項1療養諸費5億3,086万円、項2高額療養費6,702万1,000円、項3移送費10万円、項4出産育児諸費210万円、項5葬祭諸費60万円、款3後期高齢者支援金等項1後期高齢者支援金等9,088万3,000円、款4前期高齢者納付金等項1前期高齢者納付金等4万7,000円、款5老人保健拠出金項1老人保健拠出金5,000円、款6介護納付金項1介護納付金3,427万4,000円、款7共同事業拠出金項1共同事業拠出金2億1,667万9,000円、款8保健事業費項1保健事業費47万7,000円、項2特定健康診査等事業費849万5,000円、款9基金積立金項1基金積立金1万5,000円、款10諸支出金項1償還金及び還付加算金51万4,000円、款11予備費項1予備費600万円、歳出の合計が9億7,572万3,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明を申し上げます。

ますのでよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） それでは、議案第48号平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計当初予算につきまして、詳細説明を行います。

まず最初に、平成27年度予算の特徴点について3点にまとめまして、御報告を申し上げたいというふうに思います。

まず、第1点目ですが、国保の被保険者数と保険税の関係ですけれども、予算編成時点で比べますと、平成26年度なのですが、平成25年の12月期1,704人でした。平成26年の12月期、昨年ですが、1,677人、27人の減少でマイナスの1.6%の被保険者数の減少となりました。このことが影響しまして、保険税で申し上げますと、対前年度比で保険税は4%の減少というふうになってます。

第2点目としまして、ここ数年間の保険給付費の推移を申し上げます。平成24年度は6億500万円、平成25年度が6億2,900万円、24年25年とも6億円を超えたわけですが、平成26年度に入りまして5億6,100万円、平成27年度の予算ベースで申し上げますと5億9,400万円ということになりました。まあ、被保険者の減少がありますので一概には申し上げられないですが、健康づくりでありましたり、医療・介護全般を通じて予防的な取り組みの効果があらわれて、重度化を随分抑えているのかなというふうにも思いますし、ことしの健診の受診率は初めて40%を今のところ超えています。

また、8月か9月の事務報告書には、そのことを書くことができると思うんです。今まで37であるとか、38であるとか、なかなか国が目指す40%を超えることができなかつたんですが、何とか去年は個人勧奨も行いながら40%を超えるんじゃないかなというところまでできましたので、そういったことも影響しているのかなというふうに思います。

ただ一方で、栄養状態の改善や健康寿命の延伸によりまして、高齢期に重篤な疾病にかかった場合には、それに耐える体力があるというようなこともあって、外科的手術を行う方が随分ふえてきてます。これは、やはり、高額な医療費を伴いますので、結局、そういった方々が高齢期になっても手術をするその医療費が、全体に、国保のリスク分担の仕組みの中で分散されているということが顕著になってきました。で、小さい自治体にとりましては、このことは非常に将来的にはダメージを受けるわけですので、担当課長会議等でも申し上げてるんですが、早期に広域的なリスク分担の仕組みを構築してほしい。具体的に申し上げますと、保険者の県一元化を早期に実現してほしいということを、今、県には申し上げておまして、ただ、都道府県の知事会がこのことに余り乗り気でないといえますか、難色を示しておられるようです。

これは国が都道府県負担分に対する財源措置を手当てをしないということをおっしゃってるか

ら、なかなか県としては一元化に思い切って踏み込めないということがあるんだろうと思うんですが、いずれにしても、平成30年には完全一元化を実現するということが合意事項になってますので、あと3年間で税率の調整を図りながら、我々もその仕組みをきちんと整えていって、75歳以上の後期高齢者の一元化を実現したような格好の仕組みを早期に構築をしない限りにおいては、2,000人だとか3,000人だとかいう小さい被保険者は大変な時代になってくるといえると思います。そういったことがあるからこそ、介護予防であったり疾病予防がまた大事になってきて、その部分が輝きを増してくるということはいえると思います。そういった予算になっております。

少し前置きが長くなりましたけれども、それでは、予算書の歳出の13ページをお開きください。

総務費、総務管理費、一般管理費ですが、まず、002としまして、職員人件費2名の職員を配置しております。

それから、下段になりますが、国保のシステム保守の委託料32万4,000円、それから、レセ点検の委託料80万円を組んでおります。

それから、連合会の負担金として、共同電算処理以下全体で163万4,000円の予算を組んでおります。

賦課徴収費についてはごらんになってください。

めくっていただきまして、総務費運営協議会費ですが、各種委員費として、国保の運営協議会の委員報酬を組んでおります。委員の方々は、被保険者代表としまして4名、保険医または薬剤師代表としまして4名、それから、公益代表としまして4名、12名の方々に御審議をいただいているところです。ことしは3月の5日、先週の木曜日に終えたところです。

続きまして、保険給付費ですが、保険給付費の療養諸費一般被保険者分ですが、003としまして一般被保険者療養給付費として4億9,900万円を組んでおります。

それから、退職者分は2,834万5,000円、補装具として128万9,000円でございます。退職者分の補装具は4万7,000円。

続きまして、保険給付費の高額療養費になります。一般被保険者分として6,299万6,000円、退職者分として372万5,000円、一般被保険者の高額との、介護との合算ですが22万5,000円、退職者分の介護合算が7万5,000円でございます。

めくっていただきまして、被保険者の移送費を組んでおります。

それから、保険給付費の出産育児諸費ですが210万円を組んでおります。これは、42万円掛ける5件分を組んでおります。ちなみに、26年度の出生数が32名、分娩数が32名でございます。この中には、もちろん社会保険、それ以外の方も入っております。

それから、保険給付費の葬祭諸費ですが2万5,000円掛ける24件の60万円を組んでおりまして、26年度の実績は20件で50万円、今のところこういうふうになっております。

次に、後期高齢者の支援金ですが、003、9,087万6,000円を、これを後期高齢者に医療保険者分として、国保分として出していきます。

めくっていただきまして、前期高齢者の納付金ですが、これは4万7,000円を組んでおります。

それから、老人保健拠出金ですが、これは5,000円を組んでおります。

介護納付金ですが、003の介護納付金3,427万4,000円、これは40歳から64歳までの2号被保険者にかかわります介護保険料部分を診療報酬支払基金に納めるものですが、これは、全ての被用保険がこういった制度になっておりまして、これを吉賀町の国保分として3,427万4,000円をお支払いするというようになっています。

めくっていただきまして、共同事業の拠出金ですが、003の高額医療費共同事業医療費拠出金、これは3,305万8,000円を組んでおります。これは、30万円以上の高額な医療費についてはプールをしようということになっておりまして、これに対します医療費部分として出していくというものでございます。

それから、下がりまして保険財政共同安定化事業拠出金としまして1億8,356万5,000円を拠出をしております。

次に、8款の保健事業ですが、保健衛生普及費としまして医療費通知の事業費を47万7,000円組んでおります。これは1,000件なんですけれども、該当する方にジェネリックに変えていただければありがたいのですがというような通知をさせていただいてます。

それから、めくっていただきまして、19ページですが、特定健診等事業費ですが、特定健診の事業費を組んでおりまして、849万5,000円のうち、最も大きいものは下段、下から3行目のところですが、特定健診の事業委託料でございます。

続きまして、基金積立金は1万5,000円、諸支出金につきましては一般被保険者の保険税の還付金を41万円、退職の保険税還付金を10万円、以下、償還金を1,000円ずつ科目設置として組んでおります。予備費は600万円を予定をしております。

続きまして、歳入ですけれども、7ページをお開きください。国民健康保険税としまして、一般被保険者国民健康保険税、現年度分としまして8,036万5,000円を組んでおります。医療給付費の滞納繰り越し分としまして170万1,000円、介護納付金の現年度課税分が931万円、介護納付金の延滞・滞納繰り越し分が31万9,000円、後期の支援金の現年課税分が2,156万1,000円、後期の滞納繰り越し分が41万1,000円、医療給付費の現年度課税分が560万3,000円、医療給付費の滞納繰り越し分が10万1,000円、介護納

付金の現年度課税分が195万5,000円、滞繰分が3万5,000円、後期高齢者の支援金の現年度課税分が148万8,000円、めくっていただきまして、滞繰分が2万5,000円を組んでおります。使用料及び手数料につきましては、以下のとおりでございます。

国庫支出金の国庫負担金の療養給付費負担金の現年度分でございますが、全体で1億1,156万2,000円。内訳は、療養給付費分、介護納付金分、前期高齢者分・後期高齢者分となっております。

高額療養費の共同事業の負担金ですが、これが、国が負担しなきゃいけない部分として826万4,000円、国からいただくことになっています。

特定健診の負担金につきましては、国の収入として132万8,000円を支出としていただくことになっています。

めくっていただきまして、財政調整交付金ですが、普通調整交付金としまして5,637万4,000円、特別調整交付金としまして15万7,000円を組んでおります。

療養給付費等の交付金でございますが、現年度分としまして3,616万6,000円、前期高齢者の交付金としまして3億869万7,000円を予定をしております。

県支出金ですが、高額医療費の共同事業負担金としまして826万4,000円、特定健診の負担金としまして132万8,000円を予定をしております。

めくっていただきまして、県支出金の財政調整交付金、普通調整交付金につきましては2,820万7,000円を予定をしております。特別調整交付金につきましては33万円、共同事業交付金につきましては、高額医療費共同事業交付金につきましては2,368万8,000円、保険財政共同安定化事業交付金につきましては1億8,356万5,000円を予定をしています。

財産収入、財産運用収入につきましては、利子が1万5,000円、それから、他会計繰入金としまして、一般会計から保険基盤安定繰入金としまして3,022万8,000円。職員給与費として1,749万6,000円、出産育児金として140万円、これは240万円の3分の2を市町村が負担しなければいけないというルールになっていますので、140万円を一般会計から繰り入れます。

それから、財政安定化支援事業の繰入金が1,166万7,000円、その他の一般会計の繰入金としまして国庫支出金ほか国庫支出金市単事業波及増カット分として79万6,000円をいただくことになっています。

最後の法定外繰入金ですが、やはり来年度も2,312万4,000円の一般会計からの繰り入れを予定しないと、保険給付費を含めて会計が回らないということになりました。ただ、これは決算の中で調整をさせていただきますので、決算で必要な場合もありますし、これ以上の必要が生じた場合には基金がございますので、基金を取り崩していきたいというふうに思っています。

繰越金につきましては1,000円。それから、諸収入以下延滞金加算金及び過料につきましては、一般被保険者分以下を1,000円ずつを組んでおります。

めくっていただきまして、諸収入、雑入ですが、一般被保険者の第三者納付金として10万円、退職被保険者等第三者納付金としまして1万円、一般被保険者の返納金以下1,000円を組んでおります。

足早な説明で大変申しわけなかったんですけども、以上で詳細説明を終了いたします。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 18ページの共同事業拠出金としてありまして、そのうちの3、保険財政共同安定化事業拠出金、これ、いわゆる高額医療費の30万円から80万円の分だったと思うんですが、最初の説明の中で課長よりも説明がありましたように高額の方がふえているという説明もございましたが、件数的にどんな変化があるかというのが資料ありましたら御説明願います。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） ちょっと、それは調べないとわかりませんので、資料を用意したいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第18、議案第48号平成27年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算の質疑については保留しておきます。

ここで10分間休憩します。

午前11時02分休憩

.....

午前11時11分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの、議案第48号の8番議員の質問の回答が残っておりますので、ページにすれば18ページのところですが、宮本保健福祉課長より答弁をしていただきます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 先ほどの藤升議員の御質問にお答えします。

まず、平成25年度の保険財政共同安定化事業の資料に基づきまして御説明申し上げますが、25年度の保険財政共同安定化事業の対象年度は21年度、22年度、23年度になります。

この対象経費は、30万円以上の総額で申し上げれば、21年度が5,479万8,000円、



22年度が5,858万7,000円、23年度が6,741万7,000円というふうに、やはり上がっております。被保険者は、この間ずっと減少しておりますから、単純に分母が減っていて分子のほうが大きくなっているということになると、1人当たりの分散される医療費は大きくなるということで、こういった共同安定化事業の拠出金等々がふえる傾向にあるということでございます。

ですから、小さい保険者にとっては大変なので、広域的なリスク分担ということで、県一元化を早期に実現をしてほしいという要望を、我々は担当課長会議のときには言ってるんですが、なかなか進まないということが現実的にあるということでございます。

以上です。

---

### 日程第19．議案第49号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第19、議案第49号平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第49号平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算。平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9,356万5,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。平成27年3月9日提出、吉賀町長。

1ページをお開きください。第1表歳入歳出予算、歳入、款1後期高齢者医療保険料項1後期高齢者医療保険料4,530万2,000円、款2使用料及び手数料項1手数料1万2,000円、款4繰入金項1一般会計繰入金4,709万1,000円、款5繰越金項1繰越金1,000円、款6諸収入項1延滞金、加算金及び過料3,000円、項2償還金及び還付加算金19万9,000円、項5雑入95万7,000円、歳入の合計が9,356万5,000円。

1ページをお開きください。歳出でございます。款1総務費項1総務管理費1,084万7,000円、項2徴収費9万4,000円、款2後期高齢者医療広域連合納付金項1後期高齢者医療広域連合納付金8,240万8,000円、款3諸支出金項1還付金及び還付加算金20万円、款4予備費項1予備費1万6,000円、歳出の合計が9,356万5,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、同じく保健福祉課長のほうが御説明を申し上げますので、

よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） それでは、議案第49号平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算につきまして、詳細説明を行います。

まず、後期医療会計の特徴を2点に絞って簡単に申し上げます。

後期医療会計は、制度体系が国保とか介護と異なりまして、市町村で取り扱う事務は保険料の賦課徴収のみでありまして、その保険料は県広域連合に全額納付をしていくというトンネル会計ですので、非常に簡単な会計になっています。

それから、後期高齢者の医療につきましては、県広域連合でその納付された保険料と、国、県から入ってくる負担金等々で賄えますので、私ども市町村では取り扱いません。

これも、会計歳出を見ていただくと簡単にわかるんですが、そういったことでこの2点につきまして、国保と介護と大きく異なるということがありますので、まず、御説明を申し上げておこうというふうに思います。

それでは、予算書の歳出の7ページをお開きください。

まず、総務費、総務管理費、一般管理費ですが、002としまして1名の職員が担当しておりまして職員人件費を893万9,000円を予算を計上しております。健康診査事業費としまして97万円を計上しております。

下に行きまして、総務費、徴収費としまして、9万4,000円を組んでおります。

それから、後期高齢者医療広域連合納付金としまして003、8,204万8,000円を予定をしております。

次に行きます。後期高齢者医療広域連合の諸支出金の償還金及び還付加算金としまして20万円を予定をしております。予備費は1万6,000円を予定をしております。

歳入のほうですけれども、5ページをお開きください。

後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療保険料としまして、特徴分ですが現年度分としまして3,891万6,000円、現年度分の普通徴収分として620万2,000円、滞繰分として18万4,000円を組んでおります。使用料及び手数料としまして、納付証明手数料1,000円、督促手数料1万1,000円、繰入金としまして、一般会計繰入金、事務費繰入金ですが104万7,000円、保険基盤安定繰入金としまして3,710万5,000円、職員給与等繰入金として893万9,000円ということです。純繰越金が1,000円、諸収入、延滞金及び加算金及び過料が延滞金が2,000円、過料が1,000円、諸収入、償還金及び還付加算金としまして保険料の還付金が19万9,000円、諸収入、雑入としまして滞納処分費が1,000円、雑入としまして、健康診査の受託事業収入が95万5,000円ということになり

ます。

それで、歳出の7ページが一番下の8,240万8,000円の内訳ですが、これは3ページの中段のところ、保険基盤安定繰入金として3,710万5,000円がございしますが、この3,710万5,000円の一般会計、市町村負担分と、一番上段の保険料部分3,891万6,000円と620万2,000円と18万4,000円、これを合算したものが、この8,240万8,000円という格好で保険料部門として、広域高齢者連合に全部納付されると。ということになりますと、残ったものは職員人件費と健康診査とかそういった事務費しかございませぬので、その部分は一般会計から5ページのように、歳入で繰り入れるというような格好の、本当に単純で明快な会計になっております。

以上で、詳細説明を終了いたします。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第19、議案第49号平成27年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の質疑を保留しておきます。

---

#### 日程第20. 議案第50号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第20、議案第50号平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 続きまして、議案第50号でございます。

議案第50号平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計予算。平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億7,023万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

歳出予算の流用、第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

1号、保険給付費の各項に計上した予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。平成27年3月9日提出、吉賀町長。

1ページをお開きください。第1表歳入歳出予算、歳入、款1保険料項1介護保険料1億6,076万8,000円、款2使用料及び手数料項1手数料1万1,000円、款3国庫支出金

項1国庫負担金1億6,982万4,000円、項2国庫補助金1億941万5,000円、款4支払基金交付金項1支払基金交付金2億7,888万4,000円、款5県支出金項1県負担金1億4,814万7,000円、項2県補助金480万7,000円、款6財産収入項1財産運用収入4万8,000円、款7繰入金項1他会計繰入金1億8,300万1,000円、項2基金繰入金1,068万4,000円、款8繰越金項1繰越金1,000円、款9諸収入項1延滞金及び過料2,000円、項2雑入463万8,000円、歳入の合計が10億7,023万円でございます。

歳出、款1総務費項1総務管理費3,954万3,000円、項2徴収費3万5,000円、項3介護認定診査会費1,131万6,000円、項4趣旨普及費78万1,000円、款2保険給付費項1介護サービス費諸費8億4,859万円、項2介護予防サービス等諸費5,372万3,000円、項3その他諸費98万6,000円、項4高額介護サービス等費2,418万4,000円、項7特定入所者介護サービス等費4,884万9,000円、項10高額医療合算介護サービス等費204万円、款4基金積立金項1基金積立金4万8,000円、款5地域支援事業費項1介護予防事業費1,861万1,000円、項2包括的支援事業任意事業費1,942万2,000円、款6諸支出金項1償還金及び還付加算金10万2,000円、款7予備費項1予備費200万円、歳出の合計が10億7,023万円でございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたしております保険福祉課長のほうから説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） それでは、議案第50号平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計予算につきまして、詳細説明を行います。

まず最初に、今年度予算の特徴を3点に絞って御説明申し上げます。

まず第1点目としまして、介護保険を構成する諸要素について御説明を申し上げます。

被保険者の状況ですけれども、平成26年2月期と平成27年1月期の1年間の被保険者構成を見てみますと、この1年間ですけれども、被保険者は2,694人から2,703人へと0.3%の微増になってます。

要介護認定者数は、580人から583人へと0.5%の微増といたしますか、ほぼ横ばいというふうに見ていいと思います。

受給者数ですが、居宅サービスの受給者数は294人から289人へ1.7%の減少といたしますか、これも微減というふうに理解していいと思います。

施設サービスは121人から132人へと9%の増加をしておりますけれども、また今頭打ちになっているような状況です。

今後は、2,694人の被保険者数が2,703人へと伸びたんですが、2,700人台を推移をして減少の方向に向かうと思います。要介護認定者数もサービス受給者数も横ばいとなっているんですが、これは、一昨年ぐらいからこういう状況が続いておりまして、我々もこれはきちんと分析する必要があるということで分析をしたんですが、今まで認定をしていて保険のような格好で認定していた人が、認定更新をしなくなったということが1点挙げられます。本当に必要な人だけが、認定をするというような格好になりました。

それから、介護予防の効果が出てきたことによって、虚弱老人が要支援1、2になかなか入ってこない、要支援1、2の方が介護予防効果によって要介護1、2、3に入ってこないということになってますので、ほぼ要介護者の状態像が安定的にこの間推移をしておりますので、そういったことも、給付費が横ばいになっている状況になっていると思います。

そのことによって、県下でも最低水準の5,300円という保険料が組めたということになると思いますので、今後もこの動きを充実をしていくことによって、向う10年乗り切れば、吉賀町は何とかなるのではないかと。そういった財源が、子育てであったり、そういった方向に向かうことも可能だというふうに思いますので、総力を挙げてそういった方向に向かうことが一番いいのではないかとこのように思います。

次に2点目としまして、そういった傾向に基づきまして、介護給付費の推移だけ申し上げておきます。

平成25年度の保険給付費は9億4,500万円でした。平成26年度の保険給付費の見込みですけれども、9億5,900万円になる見込みです。平成27年度の保険給付費の予算ベースで、9億7,800万円ということで、26年度の対前年度比は1.9%の伸び率ということになってます。

近隣の調査の県下的な状況を見ますと、5%の上昇であったり、多いところでは10%を超える上昇もありますので、そういった意味でも住民の方々の努力の結晶がこういったところにあらわれているというふうに言えると思います。

それから最後3点目ですが、平成27年度も介護予防を視野に入れた地域支援事業を、さらに拡充していく予算編成となっております。

これは、平成21年から、第4期計画で取り組んだ介護予防事業が21、22、23で、第5期計画で24、25、26で第2次の介護予防に取り組んできました。で、この6年間の成果が、確実に介護給付費を抑えるということが疫学的に我々もわかりましたので、このことをさらに平成27年度でもやっていけば、一般会計から繰り入れるお金も少なくて済むということになりますので、この点についてもさらに充実をしていこうというふうな格好の予算編成になっていきます。

それでは11ページから説明をいたします。

総務費、総務管理費、一般管理費ですが、001の各種委員費としまして高齢者いきいきまちづくり計画の策定委員会の委員さんの報酬を計上しております。これは9名の委員さんです。地域包括支援センターの委員さんの報酬を組んでおります。これが5名です。こういった方々にお入りをいただいているかという、医師会の代表であったり、それから福祉関係の代表であったりと、そういった方々にお入りをいただいています。

職員人件費としましては、2名の職員を配置をしております、1,241万2,000円を計上しております。

その他経費につきましては、ソフトウェア等々の保守委託料であったり、開発負担金であったりということでございます。

それから、総務費、徴収費、賦課徴収費につきましては3万5,000円、通信運搬費を計上しております。

総務費、介護認定審査会認定審査調査費ですが、003、1,131万6,000円を計上しております。この中の一番大きなものは、一番下にあります561万1,000円で広域認定審査会負担金でございます。これは、益田に8班を用意しておりますその広域の認定審査会に出していく負担金で、そこに集っておられる方々は、施設長でありましたり、社会福祉士でありましたり、それから精神科医でありましたり、かかりつけ医、そういった方々が5人編成で8班の班をつくっております、そちらを広域運営をしております。そちらのほうに認定調査の第一次判定、第二次判定を委託をお願いしております。

趣旨普及金につきましては、78万2,000円を予定をしております。

続きまして、保険給付費ですが、ここから保険給付費になります。

まず、003居宅介護サービス給付費、これは、ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイですが、これは介護という名称がついてますので、要介護者に対するこういったサービスということでございます。

めくっていただきまして、特例というのが今から随分出てくるんですけども、これは暫定給付であったり、それからケアプランができてなくて暫定ケアプランを組む場合、こういったサービスを利用したいけれども諸手続が整っていない場合には、こういった暫定給付をすることができまして、それは全て特例という格好でサービスを提供できるという格好になっています。こういったサービスを提供するという、一般的にこの事例がございませんので、非常に少額ですが4万円の予算を組んでいます。

地域密着型サービス給付費につきましては、グループホーム、それから、とびのこ、みろくの20床になります。003の特例につきましては、先ほどのケアプランなしの地域密着型で利用

する場合の給付費でございます。

施設介護サービス給付費につきましては、とびのこの30床、みろくの30床、それから六日市病院の老健の六日市苑の154床になります。特例は先ほど言いましたケアプランなしの場合です。

それから、一番下の居宅介護福祉用具につきましては、つえであったり、入浴補助具であったり、排せつ補助具、便器そういったものの購入費でございます。

14ページめくっていただきまして、003の居宅介護住宅改修費は、要介護状態もしくは要支援状態になった場合の、便所、お風呂等々の改修経費で上限が20万円、ですから100万円工事されても20万円しか対象になりません。そのうちの9割を給付しますので、1件当たり18万円を給付すると、そういった仕組みになります。償還払いでお支払するという格好になります。

次の居宅介護サービス計画給付費ですが、2,927万6,000円計上しておりますが、これは要介護ですから、要介護1から5までの方のケアプラン経費、単純に申し上げれば、ケアマネジャーの人件費ということになります。特例の場合は、これは暫定ということになります。

続きまして、保険給付費の介護予防ですが、介護予防サービス等諸費ですが、これは要支援1、2の方に対しますサービスでございます。003の介護予防サービス給付費はホームヘルプでショートです。特例は、ホームヘルプでショートを利用する場合のケアプランなし、もしくは認定未申請の場合、未判定の場合です。

めくっていただきまして15ページですが、地域密着型介護予防サービス費の場合は、グループホーム、小規模、多機能等々を利用される場合の269万円でございます。特例は、ケアプランなしの場合。介護予防福祉用具につきましては、先ほど申しました、つえ、排せつ用具等々でございます。介護予防住宅費につきましても、なお、同様でございます。

介護予防サービス計画給付費は524万8,000円ですが、これは要支援1、2の方のケアプラン経費でございます。

めくっていただきまして16ページになります。保険給付費、その他諸費、審査支払手数料ですが、これは1件1件国保連合会が審査するその審査の手数料です。ただ、医療のように病院からレセプトが1枚1枚行って、それを検査するというものではなくて、ここでしたら社協が給付データを伝送します。それが先方様の審査支払いの電算の仕組みの中に入り込んでいて、1件1件管理をするというそういった仕組みになっています。その手数料が98万6,000円です。

続きまして、保険給付費の高額介護サービス等費です。003高額介護サービス費、これは要介護者の高額が発生した場合に一定の負担以上のものについて、お返しをするというもので、全く医療と同じ仕組みです。ただ、負担額は違いますが、医療と同じ仕組みになっています。

続きまして、高額予防サービス費4万円、これは、要支援者の高額なんですけど、非常に4万円と少ないのは、要支援者の場合は高額が発生するケースが非常に少ないと、サービスを利用する支給限度額が低いですから、高額が発生する可能性が非常に少ないので、あった場合にはということとで予算をとっています。

17ページですが、特定入所者介護サービス費ですが、これは、軽費老人ホーム、養護老人ホーム等々の要介護者に対しましては、ホテルコストについては一般会計の老人入所措置費のほうから出ていくんですけども、そういった施設に入っておられる方は介護保険施設ではございませんから、そこで提供されるケア、いわゆる介護の部分については、特定入所者介護サービス費という格好で、こちらの介護特会から出ていくということになってますので、平成18年度から措置費の体系が変わったことによって措置費は、ホテルコスト部分以外はこちらから出ております。特例はケアプランなしの場合です。

特定入所者介護予防サービス費については、これは要支援1、2の方のこういった施設に、ケアハウスとか軽費老人ホームとか養護老人ホームに入っておられる方の、介護部分に該当するものでございます。特例はケアプランなしです。

それから下に行きまして、保険給付費の高額医療合算ですが、これは介護サービス費と医療の一部負担金を合算した場合、どちらもそれぞれの高額に該当しない場合には、両方合算したものを高額医療介護合算ということで、介護会計から支払う仕組みができました。もう数年たつんですけども、それに対する経費でございます。200万円を計上しております。

めくっていただきまして、保険給付費の003の高額医療合算介護予防サービス費は、これはケアプラン要支援1、2の方に対するもので、先ほどと同様でございます。

基金積立金、基金積立金、準備基金積立金につきましては、4万8,000円を計上しております。

続きまして、地域支援事業、介護予防事業の介護予防一般高齢者施策事業ですが、005としまして水中運動ですが、これはゆ・ら・らの水中運動に対する経費でございます。事業委託料として292万1,000円が一番大きなものでございます。

010地域住民グループ支援事業費ですが、これはふれあいサロンに対する事業委託料で、社協のほうに委託をお願いをしております。

元気向上高齢者につきましては704万7,000円を計上をしております。

めくっていただきまして、元気高齢者施策事業費ですが、これは今年度は、いきいき百歳体操、それから、認知症予防等々の事業を予定をしております。機械器具では徒手筋力系でありましたり、骨密度の測定器等々を利用しながら医学的科学的な見地からの事業展開に努めていこうというふうに、新たに予定をしているものでございます。



地域支援事業費の包括的支援事業、任意事業ですが、これは条例のほうでも説明を申し上げましたけれども、地域包括センターが絶対に実施をしなければならない事業で、003としまして、介護予防ケアマネジメント事業費を360万円、総合相談事業費210万円、権利擁護事業費150万円、包括的継続的ケアマネジメント支援事業費180万円を計上しております。これは全て、先ほど3名を配置しておりましたそちらの職員の人件費になります。

めくっていただきまして20ページですが、任意事業費ですが、委託料としまして830万5,000円を計上しております。内容ですが、食の自立支援事業が788万2,000円、住宅改修の事業委託料が2万円、家族介護者の支援事業が15万円、認知症見守り事業費が25万3,000円、認知症対応型共同生活介護支援事業費ですが、これは負担金補助及び交付金の中の211万7,000円で、グループホームに入られる方は特養に入られる方に比べて、非常にホテルコストの負担が高いということで、昨年からこの補助金を活用させていただいて、グループホームに入りやすくするような制度にさせていただきました。これも、国としては地域支援事業の任意事業の中で、これをやってもいいというルールがありましたので、私どもとしては特養の入所者とグループホームに入所者の負担感を、公平感を出すためにこういった制度を設けさせていただいたということでございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金につきましては、以下のとおりでございますので説明を割愛させていただきます。

歳入ですが、7ページをお開きください。後期と後期特会と国保特会と介護特会の歳入の違いなんですけども、国保特会はそれぞれの歳入に対して法定負担率というのがございませんで、例えば国庫負担金は何%、調整交付金は何%ということを私のほうで説明することができませんでした。これは、非常に長い係数を入れて、例えば後期高齢者の人数が何人だとかいろんなものを入れて出していきますので、それが保険給付費に対して何%というようなルールで成り立っておりません。ただ、介護特会は、保険給付費に対して何%を負担しなければいけないということが法律の中で決まっていますので、目安になるものだけは、何%ということを申し上げて説明をしていきたいというふうに思います。

まず、保険料、介護保険料の第1号被保険者の介護保険料ですが、現年度分としまして1億6,056万円、滞繰分として20万8,000円、これは介護特会では平均で21%ということになっています。ですから、保険料部分は介護特会では50%、公費部分が50%になっていますので、保険料の50%のうちの21%は1号被保険者で負担してくださいということになっています。

使用料及び手数料については、割愛させていただきます。

国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金ですが、これは平均で25%ですから、全体の経

費の4分の1は国庫負担で賄わなければいけないというルールになっています。

国庫補助金、調整交付金につきましては9,979万4,000円、地域支援事業の介護予防分につきましては441万1,000円、現年度分の地域支援事業の交付金、包括的支援事業、任意事業につきましては521万円でございます。

めくっていただきまして8ページになります。支払基金交付金、支払基金交付金で現年度分介護給付費交付金、これは40歳から64歳までの2号被保険者の保険料で、これが介護特会では29%というふうになっています。ですから、もとに戻っていただいて、先ほどの1号被保険者、これは65歳以上になりますから、7ページの一番上段が、これが21%で、ここの2号被保険者の保険料が29%で、合算をしますと50%ということで、保険料部分は介護特会に50%占めなければいけないということになっていますので、医療機関から医療保険者から集まったものが、支払基金交付金から保険者に返ってくるという仕組みになっています。

県支出金につきましては、平均17.5%ですけれども、これは施設サービスと居宅と違いますが、平均1億4,814万7,000円を予定しております。

県支出金、県補助金につきましては、地域支援事業分、介護予防分としまして220万5,000円、任意事業分として260万2,000円ということです。

介護給付費準備基金利子については4万8,000円になります。

めくっていただきまして9ページですが、繰入金で他会計繰入金、一般会計繰入金です。

介護給付費繰入金ですが、これは市町村が負担をしなければいけないもので、これが公費部分なんです、これが12.5%ということになります。本来、県と12.5%で一緒なんです、県分につきましては一部施設サービスについては17.5%、在宅サービスについては12.5%ということで、県は施設サービスの負担を少し重くするというふうな法改正になっていますので、単純に12.5%ではないんですが、市町村は12.5%でいいというふうになっています。

地域支援事業の繰入金ですが221万3,000円、任意事業につきましては248万6,000円、職員給与費の繰入金につきましては1,241万2,000円、事務費繰入金につきましては3,926万3,000円、その他繰入金としまして254万7,000円、低所得者の保険料の軽減負担金としまして178万3,000円を予定しております。

介護給付費準備基金の繰入金ですが1,068万4,000円を繰り入れることによって、ことしも会計を成り立たせております。

それから繰越金ですが、純繰越金として1,000円、延滞金及び過料につきましては、第1号被保険者の延滞金が1,000円、過料につきましては1,000円ということです。

諸収入、雑入につきましては、滞納処分費1,000円、第三者納付金1,000円、返納金1,000円、介護予防事業の負担金、これは利用者の方々がプールであるとか、そういった若

返り教室であるとか、そういったときに利用する利用料で96万円と任意事業の負担金367万5,000円を計上しております。

以上で、詳細説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 20ページの003で食の自立支援事業費、事業委託料と記載されてますが、この事業内容というのはどういう形でしょうか。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） これは非常に歴史のある事業で、在宅福祉事業を柿木村も六日市町もやってたのですが、要は配食サービスで、社協が今現在取り組んでおられます配食サービスの事業でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、日程第20、議案第50号平成27年度吉賀町介護保険事業特別会計予算の質疑は保留しておきます。

ここで、昼休み休憩といたします。休憩します。

午前11時55分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） 休憩前に引き続き午後の会議を再開いたします。

.....

### 日程第21. 議案第51号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第51号平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算を議題とします。本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、引き続きよろしくお願いいたします。議案第51号でございます。平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,485万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。平成27年3月9日提出、吉賀町長。

1ページをお開きください。第1表歳入歳出予算。歳入、款1発電事業収入項1売電収入4,776万7,000円、款3繰入金項2他会計繰入金6,708万1,000円、款8繰越金項

1 繰越金、1,000円、款5 諸収入項1 諸収入1,000円、歳入の合計が1億1,485万円でございます。

1 ページをお開きください。歳出、款1 総務費項1 総務管理費1億1,353万9,000円、款2 諸支出金項1 諸支出金121万1,000円、款7 予備費項1 予備費10万円、歳出の合計が1億1,485万円でございます。

事項別明細以降につきましては、柿木地域振興室長のほうから、御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長の提案理由の説明を求めます。三浦柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） 議案第51号平成27年度、吉賀町小水力発電事業特別会計予算の詳細説明をいたします。

小水力発電の基金をすべて今年度、取り崩して使いきることとなります。したがって、平成27年の会計につきまして、売電収入と一般会計の繰入金で賄うということとなります。平成28年度以降は、売電収入のみで賄うようになる見込みです。

それでは、資料の7ページをお開きください。歳出総務費、施設管理費、一般管理費、1,240万2,000円ですが、節で報酬、給料、職員手当等ございますが、説明の002職員人件費、これは1名分の人件費です。003嘱託費、1名の嘱託員の報酬および費用弁償は、研修や協会の会議などの旅費になっております。050その他経費、臨時雇用賃金、普通旅費、中国小水力発電協会負担金、島根県小水力発電協会負担金、消費税です。消費税以外は、例年並と思いますけれども、消費税につきましては、今年度売電料が下がっておりますので、例年より少ない予算となっております。

目財産管理費、説明で003維持管理費です。消耗品、燃料費、光熱水費、施設修繕料、通信運搬費、建物損害保険料です。1管理71万2,000円となっております。これも例年並の予算となっております。021発電施設改良事業費、改良工事費1億42万5,000円です。これは工事の変更、増額分を含む発電所施設改修工事にかかる費用となっております。

次のページをごらんください。諸支出金、項諸出金、目補償費です。説明で003補償費、稚鮎の補殖費で、これは漁協に対する補償費でございます。例年より、予算は下がっております。これも発電所を停めておった影響で、267日ほど休止しておりますので、その分が減額されている予算にしております。

次です。款予備費、項予備費、予備費が10万円の計上しております。

戻りまして、5ページ歳入になります。款発電事業収入、項売電収入、目売電収入です。売電量が4,776万7,000円これは、9カ月分の売電料を見ております。款繰入金、項会計繰入

金、1、一般会計繰入金、その他繰入金が6,708万1,000円となっております。

次の款繰入金、項基金繰入金、小水力発電事業基金繰入金、これは、先ほども、申しましたが、0です。款繰越金、項繰越金、繰越金は、純繰越金の6,000円ほどあげております。款、諸収入、項雑入1,000円ですが、消費税の還付金などがありましたら、ここで受け入れたいと思います。

次のページ6ページですけれども、財産収入、項財産運用収入、目利子および配当金、これは基金がなくなりますので、予算額は0になっております。以上、詳細の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ありませんか。ありませんか。

10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 売電料のことでお聞きしますが、1年分の売電料が出ていませんので、ちょっとわからんですが、これで計算したらですね、1カ月が530万円くらいになると思うのですが、改修の前ですね、売電料が10円ちょっとだったときの年間の平均的な売電料でいいんですけど、今わかりますか。

○議長（安永 友行君） 三浦室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） お答えします。平成23年は、漏水の工事がありましたので、少なくなっておりますけど、平成23年、24年、25年といいますと、23年が1,667万1,000円、平成24年が2,003万7,000円、平成25年が2,028万5,000円となっております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 単純に計算して、売電料が30いくらですから、3倍ちょっとと計算をしていいんですか。平成24年、25年のフル稼働したときと比べて、3倍ちょっとの売電料になるということで、よろしいんですか。

○議長（安永 友行君） 三浦室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） 売電料についてですが、売電料は単価と発電量で、かけて出ます。発電量は、以前のと今後のとは違います。能力というか、以前は200キロワットですが、200キロワット以上発電していると思います。しかし、今回の固定価格買い取り制度にのるためには、198キロワットアワーで、設計しております、ので1日当たり、198キロワット以上は売電は、できませんので、売電料にかかる発電量が以前よりは少なくなっていると思います。それで、今後年間の予想ですけれども、売電料は年間、6,281万8,000円と見積もっております。以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、日程第21、議案第51号平成27年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算の質疑を保留しておきます。

---

### 日程第22. 議案第52号

○議長（安永 友行君） 日程第22、議案第52号平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは続きまして、議案第52号でございます。

平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計予算、平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計予算は次の定めるところによる。歳入歳出予算、第1条歳入歳出の予算は、歳入歳出それぞれ5億4,860万円1,000円と定める。2項歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる。地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第5表、地方債による、平成27年3月9日提出、吉賀町長。

1ページをお開きください。第1表歳入歳出予算、歳入款1繰入金項1他会計繰入金9,187万4,000円、款2分担金及び負担金項1分担金64万4,000円、項2負担金67万5,000円、款3使用料及び手数料、項1使用料1億568万3,000円、款4国庫支出金項1国庫補助金1億799万9,000円、款6繰越金項1繰越金1,000円、款7諸収入項2雑入862万5,000円、款8町債、項1町債2億3,310万円、歳入の合計が5億4,860万1,000円でございます。

1ページをお開きください。歳出です。款1簡易水道事業費、項1施設管理費8,528万7,000円、項2建設改良費3億4,985万9,000円、款2公債費、項1公債費1億1,225万5,000円、款5予備費、項1予備費20万円、歳出の合計が、5億4,860万1,000円でございます。

次ページの第5表、地方債、起債の目的1簡易水道事業債、限度額が1億1,660万円、起債の目的に過疎対策事業債1億1,650万円、起債の方法につきましては、証書借入、または証券発行。利率につきましては、年利5.0%以内、ただし、利率見直し方式で、借り入れる場合については、利率の見直しを行った後においては、また当該見直し後の利率ということでございます。償還の方法につきましては、政府資金については、その融資条件によるまた、銀行その他の場合によりましては、債権者との協定するものによる、ただし、財政の都合により、据え置

き期間を及び償還期限を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借り換えすることができるということで、これはいずれの起債の方法も同じでございます。

事項別明細書につきましては、所管いたします。建設水道課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） それでは、議案第52号平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計予算につきまして、詳細説明をさせていただきます。

まず、議案のほうの5ページ、事項別明細書の歳出のところですね。5ページをごらんいただけたらと思います。今年度の予算につきましては、前年度と比較をいたしまして、歳入歳出ともでございますけど、約1億2,000万近くの増額となっております。簡易水道の特別会計につきましては、皆さん既に御存じのように、平成29年度から特別企業会計のほうへ移行するということで、現場もそうでございますけど、会計自体につきましても準備を進めてきておるところでございます。そんな中で、平成27年度につきましては、簡易水道統合事業がですね、金額的な部分で言うと、ピークにきます。そうしたことで約1億2,000万の昨年度より、増額になっているということでございます。御承知のように平成22年度から簡易水道の統合事業を進めてまいりまして、企業会計の移行をします29年度まで、28年度のところまでで、統合事業を終了させたいと、いうふうに思っております。平成27年度につきましては、金額的にピークを迎えるということでございます。

それでは、議案の8ページ、歳出のほうから説明をさせていただきたいと思います。簡易水道の特別会計につきましては、維持管理費とそれから、企業。

会計の移行、それから先ほど言いました統合事業、これが主なものでございます。特に維持管理費につきましては、経常経費的な部分が大ございまして、毎年のことのようにあげてとる予算と同じでございますので、主だったところだけを説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、8ページのほうですけれども、簡易水道事業施設管理費の方でございます。職員人件費につきましては、2名分を計上しております。それから004法適化事業費、これが企業会計に移行する準備の関係でございますけども、調査委託料854万7,000円、これにつきましては、固定資産の財源調査それから資産台帳の作成でございます。公営企業法適用支援業務、これにつきましては、債務負担によって、今、既に委託をしておりますけれども、それも平成27年度分の経費でございます。27年度につきましては、会計システムの導入、それから例規整備等に着手をしてみたいというふうに思っております。これが789万7,000円でございます。

その他経費でございますけど、これはほとんど、経常経費でございます。臨時雇用賃金、41万4,000円これは、施設の草刈り等の賃金でございます。あと、大きいところと言いますと、光熱水費でございます。これは施設の光熱費でございます。ちなみに平成26年度で、言いますと平均して月額ですね、光熱水費115万1,000円あまり、月額でございますけれどもかかっております。この実績に基づいて計算したものでございます。1,520万5,000円でございます。それから、配管修理費でございますけど、漏水調査を実施しておりますけれども、これにかかる修理費と通常の修理費を250万上げております。それからメーター修理費でございます。これにつきましては、メーターの交換でございますけども、これは7年に一度メーターの交換を実施しております。

それから通信運搬費、これはNTTの回線使用料でございます。

あとは、水道検針員保険料、これは水道の検針員を3人雇っておりますので、その保険料でございます。あとは、施設管理の関係でございます。

次、9ページのほうでございますけども、一番上の調査委託料でございます。これにつきましては、漏水調査を毎年実施をしておりますけれども、これは業者に委託して実施しております。これが、平成27度は、朝倉、柿木地区を実施する予定にしております。162万円でございます。メーター検針の委託料が、204万8,000円これは、3人分でございます。あとは、水質検査の委託料でございます。これに関しましては、通常の水質検査と16カ所ほど、残留塩素の調査を委託しております、これが879万5,000円でございます。メーター取り換え工事費でございますけども、これが192万1,000円、これは先ほどいいました7年に1度取換えということで、450件を予定しております。

水道施設の修繕工事費でございますけども、配水池等の清掃、施設の修繕で325万3,000円を計上しております。

消費税につきましては、最大のところで、計上しておりますので、先般の補正のごとく、申告によりまして減額になる可能性があります。

続きまして、建設改良費でございます。これにつきましては、先ほど申し上げました、簡易水道統合事業に関わるものが大いきなものとなっております。004の簡易水道統合事業費でございます。3億4,123万6,000円でございます。これのほとんどは、改良工事費となっております。改良工事費の内容につきましては、参考資料の81ページをごらんいただけたらと、思います。1枚図面をつけてございますけど、よろしいでしょうか。参考資料の81ページでございます。今年度の改良工事費につきましては、3億3,702万3,000円、こういうことで計上させていただいております。その事業を実施する場所がそこに書いてあるとおりでございます。

まず、柿木地区でございます。下須浄水場、杉山浄水場、大井谷浄水場というところで、書い



ております。これらの部分で、補助対象で、申し上げますと、この柿木地区で1億1,300万程度を予定しております。

それから七日市の浄水場でございますけども、こちらについては急速ろ過の装置でございますけども、これが1億1,000万程度、それから蔵木の浄水場でこちらが紫外線処理施設でございます。9,600万程度、いずれも補助対象事業費で申しあげましたので、若干、合計金額と合わない部分もございますけど、その他の部分は単費で支出をすると、いった部分でございます。それから、同じく議案のほうの9ページの050その他経費でございます。測量設計業務委託料862万3,000円でございます。これに付きましては、水道管の移設に関わるものでございまして、県が実施します国道187号の法師測工区、それから新南陽津和野線柿木工区の工事にかかりまして、水道管の移設が発生します、その工事費の測量設計業務の委託料でございます。862万3,000円でございます。この862万3,000円につきましては、県のほうから補償の対象になりますので、歳入も同額を計上しておるところでございます。

10ページのほうをお開き下さい。公債費でございます。これにつきましては、償還金等で、ございます。ここに書いてありますとおりです。

それから、予備費でございます。予備費は20万円の計上をさせていただいております。それから戻っていただきまして、歳入のほうでございます。6ページのほうをお開きをおねがいします。まずは、一般会計の繰入金でございますけれども、9,187万4,000円でございます。

それから分担金でございます。これにつきましては、受益者の加入による分担金でございます。64万4,000円を予定しております。

それから、衛生費負担金ということで、これは施設管理費の負担金で、新畑地区供給負担金と、67万5,000円を計上しております。これは津和野町の新畑地区のほうへ吉賀町のほうから、給水をしておる部分の負担金でございます。これにつきましては、津和野町との協定によりまして、算出した額でございます。

それから、簡易水道の使用料でございます。減免分が1億383万9,000円、それから滞繰分が184万4,000円、いうことで見込んでおります。

それから、1ページめくって、7ページでございます。国庫補助金でございます。これも簡易水道の統合事業に関わる国庫補助金でございますが、1億799万9,000円、それから繰越金でございますけれども、1,000円計上をしております。それから雑入でございます。雑入の水道管布設替補償金ということで、862万3,000円、先ほど歳出のほうで申しあげました、県工事の関係の委託料に関わる県から入る補償金でございます。それと、消費税の関連を1,000円ずつ計上をしております。

次が町債でございます。簡易水道施設整備事業債、これが1億1,660万円、あと、過疎債

のほうでございますね。1億1,650万円ということでございます。簡易水道事業特別会計の詳細説明とさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。9番、河村議員。

○議員（9番 河村由美子君） 6ページなんですけども、使用料及び手数料というところですね、滞繰分として184万4,000円ありますよね、これは企業会計、2年先の話なんですけども、こういう会計に移行するときなんです、それまでにこういうものは、解消されるケースもあると思うのですが、私債権放棄ということにもなりかねないという気がするのですが、これは予算の計上、見積りですから、上げざるを得ないと思うんですけども、どういうふうになっていくのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 大変申しわけありませんが、不勉強で申しわけないのですが、どういうふうになるのかというのを具体的に申し上げることができませんけども。

先般ですね、先日ですか私債権放棄の関係で、議案も提出なり専決処分したものがございます。いま、整理できるものは、今回整理をしておりますと思います。今後につきましては、これをまた、引き継いでいくようになるというふうに思っておりますけども、その辺のことにつきましては、また、公営企業会計に移行するときなんです、公認会計士ともお願いしておりますので、当然議会の皆様方にもその辺のことは詳しく御説明できると、いうふうに思っておりますけども。放棄することは、ほとんどのものはできないというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。質疑がないようですので、日程第22、議案第52号平成27年度吉賀町簡易水道事業特別会計予算の質疑は保留しておきます。

---

### 日程第23、議案第53号

○議長（安永 友行君） 日程第23、議案第53号平成27年度吉賀町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは続きまして、議案第53号でございます。平成27年度吉賀町下水道事業特別会計予算。

平成27年度吉賀町下水道事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,408万2,000円と定める。2項歳入歳出予算の款項区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。地方債第2条地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目

的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第5表地方債による。

平成27年3月9日提出、吉賀町長。

1ページをお開きください。第1表歳入歳出予算、歳入款1繰入金項1他会計繰入金1億610万6,000円、款2分担金残金項1負担金400万円、款3使用料及び手数料項1使用料3,407万1,000円、2項手数料1,000円、款4国庫支出金項1国庫補助金5,000万円、款5繰越金項1繰越金1,000円、款6諸収入項1延滞金加算金及び過料1,000円、項2雑入2,000円、款7町債項1町債1億6,990万円、歳入の合計が3億6,408万2,000円でございます。

1ページをお開きください。

歳出款1下水道事業費、項1施設管理費4,234万1,000円、項2建設改良費1億6,480万5,000円、款2公債費項1公債費1億5,673万6,000円、款4予備費項1予備費20万円、歳出の合計が3億6,408万2,000円でございます。

次ページの第5表地方債でございます。起債の目的、1下水道事業債1億1,320万円、起債の目的に過疎対策事業債5,670万円、起債の方法はどちらとも証書借入れまたは証券発行。利率につきましては、年利5%以内。条件が変わる場合につきましては、先ほどとおなじようなことがここに記入してございます。償還の方法につきましても、政府資金につきましては融資条件による、また銀行等、その他の場合には債権者との協定するものによるということで、但し書きを付けておりますけど、これいづれも同じ条件でやっておるところでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします建設水道課長から御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） それでは、議案第53号平成27年度吉賀町下水道事業特別会計予算につきまして、詳細説明をさせていただきます。

下水道の特別会計につきましても、先ほどの簡水と同様のようなことでございまして、基本的には維持管理費がほとんどでございます。それと、七日市の公共下水道の整備でございます。この二つが大きなものとなっております。ということで、ございますので経常経費的なものが、ほとんどの項目でございます。おもだったところだけを説明をさせていただきます。

まず、議案のほうの8ページでございます。歳出のほうから説明をさせていただきます。まず、施設管理費でございます。職員人件費これにつきましては、職員1名分の経費でございます。あと、050のその他経費でございます。これにつきましても、光熱水費が706万3,000円ということでございますけど、これも前年の実績により計上させていただいております。施設管理委託料の923万9,000円でございます。これにつきましては、処理場でございます六日

市浄化センターのほうの施設管理等、汚泥の脱水作業も含めて委託をしております、その経費でございます。それから汚泥処分の委託料でございます。241万1,000円、これにつきましては、脱水汚泥の処分料でございます。年40回程度、搬出をしております。維持補修工事費の688万5,000円でございます。これにつきましては、最終沈殿池、汚泥掻き寄せ機の修繕それから携帯電話網の監視システムの修繕といたしますか、工事を予定しております。汚泥掻き寄せ機のほうは、修繕費が165万2,000円でございますけど、携帯電話網の監視システムのほうが、523万3,000円ということで、計上させていただいております。現在の六日市浄化センターから職員の携帯電話のほうへ、故障があった場合は24時間問わず、通報が入るようになっております。職員と委託業者のほうですね。なっておりますけども、現在の通報内容が、故障があったと、いう部分でしかわからない状況でございます。何かのトラブルがあったということは、確認ができるんですけども。浄化センターのほうに行って、その表示板をみないと、どこの部分が故障したか、トラブルが発生したか、というのがいま、分からない状況でございます。したがってですね、夜中であろうが、休みであろうがそういう警報が入った場合は、職員が言って確認をすると、いう状況になっております。なお且つ同様に、益田の業者に今年も委託をしておりますけど、益田からもすぐにでてもらうと、いう状況で管理をしているところがございますけども、今回このシステムも改修してですね、ある程度どういう内容のトラブルなのかと、その時点で分かるようにしたいと、いうことでございます。それによってはですね、緊急を要するもの、要しないものというものが判別できるようになりますので、その辺で対応もちょっと変わってくるというところがございます。いずれにしても少ない職員で対応いたしますので、常に出れる状況にあるとは限りません、そんな中でこのシステムを導入してですね、本当に緊急性のあるものについて、即座に対応するというようなところで判別をしながら、対応させていただきたいということで、今回この経費を計上をさせていただいております。

それから、一番下の消費税でございますけど、これも簡水と同様でございます。最大のところで計上させていただいております。

それから、建設改良費でございます。これは、七日市地区の公共下水道事業の関係で、1億6,340万8,000円計上させていただいております。

9ページのほうを見ていただけたらと思います。9ページのほうで、現場技術者業務委託料これが537万9,000円でございます。これは、現場技術のコンサルから雇って、1人建設水道課のほうへ来ていただいております。これが平成27年度につきましては、年間で80日分ということで、計上させていただいております。

それから建設工事費でございます。1億5,739万6,000円でございます。これは七日市の公共下水道の整備費でございます。

参考資料のほうの82ページを開いていただけたらと思います。こちらのほうへ、毎回、議会のほうへ出させていただいておりますものと同じような図面を出させていただいております。平成27年度の予算にかかわる部分につきましては、赤で表示をされている部分が平成27年度の対象工事の区間でございます。既にお話をしておりますけれども、平成26年度末で、当初、七日市地区については完成する予定でございましたけれども、いろんな条件が重なりまして、まだ完成に至っていないということで、地域の皆様方には大変御迷惑をおかけしておるところでございます。今回、平成27年度で、今、赤で表示した部分が完成をいたしますと供用開始ができるという状況でございまして、早ければ秋ぐらいを目途に工事を発注して完成させたいというふうに思っております。枝線部分につきましては、若干工事が残るかもわかりませんが、幹線が完成いたしますと供用開始ができるというふうに今考えておるところでございます。これにかかわるものが、工事費が1億5,739万6,000円でございます。

それから、その他経費でございます。その他経費のうちで下水道工事費120万円というのがございますけれども、これは管路等の補修、また路面補修等の経常経費でございます。

それから、公債費でございます。これにつきましては償還金利子等でございます。そこに書いてございますとおりです。

それから、予備費は20万円計上させていただいております。

それから、戻っていただきまして、歳入のほうでございます。6ページのほうでございます。一般会計繰入金1億610万6,000円、それから負担金でございますけれども、これにつきましては、受益者負担金ということでございます。とりあえずのところ1戸当たりが20万円の負担金でございます。これにつきましては20戸分計上させていただいておりますけれども、七日市の公共下水が完了いたして供用開始いたしますと、若干まだふえていってほしいというふうには思っております。

それから、使用料でございます。これにつきましては現年分が3,377万1,000円、滞繰分が30万円ということで計上させていただいております。

それから、手数料でございます。督促手数料、これは1,000円計上しております。

それから、国庫補助金でございます。これは七日市公共下水の関連でございます。5,000万円計上しております。

それから、1ページめくっていただきまして、7ページのほうです。繰越金、延滞金、それからその下の雑入の消費税の関係、それぞれ1,000円ずつを計上させていただいております。

それから、町債でございます。下水道事業債、下水道施設整備事業の関係ですけど5,670万円、資本平準化債が5,650万円、それから過疎債でございます5,670万円、それぞれ計上させていただいております。

以上で、下水道の特別会計のほうの詳細説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第23、議案第53号平成27年度吉賀町下水道事業特別会計予算の質疑は保留しておきます。

ここで10分間休憩します。

午後1時50分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

---

#### 日程第24、議案第54号

○議長（安永 友行君） 日程第24、議案第54号平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） それでは、議案第54号につきまして御説明を申し上げます。

平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算、平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7,027万7,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第5表地方債による。平成27年3月9日提出、吉賀町長。

第1表歳入歳出予算、歳入、款1繰入金、項1他会計繰入金5,048万9,000円、款2分担金及び負担金、項1分担金40万円、款3使用料及び手数料、項1使用料926万1,000円、手数料1,000円、款5繰越金、項1繰越金1,000円、款6諸収入、項1延滞金加算金及び過料1,000円、項2雑入332万4,000円、款7町債、項1町債680万円、歳入の合計が7,027万7,000円でございます。

1 ページをお開きいただきまして、歳出でございます。款 1 農業集落排水事業費、項 1 施設管理費 2,943 万 4,000 円、項 2 建設改良費 332 万 4,000 円、款 2 公債費、項 1 公債費 3,741 万 9,000 円、款 4 予備費、項 1 予備費 10 万円、歳出の合計が 7,027 万 7,000 円でございます。

次ページの第 5 表地方債、起債の目的、1、下水道事業債、限度額 680 万円。起債の方法、証書借入または証券発行。利率、年利 5.0%以内。条件等については、先ほどと同様でございます。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合においては、その債権者と協定するものによります。あとの条件等につきましては、今までと同様でございます。

歳入歳出の事項別明細書以降につきましては、所管いたしております建設水道課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） それでは、議案第 54 号平成 27 年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算につきまして詳細説明をさせていただきます。

農業集落排水の予算につきましては、ほとんどが維持管理にかかわるものでございます。それでは、まず歳出のほうから説明をさせていただきます。8 ページのほうをお開きください。

まず、施設管理費のほうでございます。職員人件費でございます。これは 1 名分を計上してございます。

それから、003 の処理場管渠管理費でございます。これにつきましては、光熱水費が 387 万 3,000 円、これも前年実績に基づいて計上させていただいております。

施設修繕料でございます。817 万 8,000 円。これにつきましては柿木浄化センター処理場でございますけども、こちらのほうの非常用エンジンポンプの修繕、それから汚泥改質機構コントローラというのが、機械でございます。これにつきましては処理場内の機械の制御をつかさどる、処理場内では根幹をなすような機械でございますけども、これの修繕費が 507 万 6,000 円でございます。これが大きなものになっております。あと、中継ポンプの修繕料等も計上をしておるところでございます。

それから、施設管理委託料でございます。774 万 9,000 円。これにつきましては、初見新田のほうの処理場の委託料が 100 万 8,000 円、それから柿木浄化センターのほうに 674 万 1,000 円ということでございます。

それから、汚泥の処分委託料でございます。これにつきましては 20 立米を予定をしております。農集につきましては脱水作業を今しておりませんので、抜き取りでございます。

次に、建設改良費でございます。その他経費で測量設計業務委託料 332 万 4,000 円でご

ざいます。これは簡易水道と同様でございまして県工事にかかわるもので、新南陽津和野線の柿木工区の農集にかかわる管の移設の設計費用でございまして。補償の対象でございまして、同額を歳入のほうで計上しております。

それから、9ページのほうでございまして。公債費のほうでございまして。償還金が計上してございまして。ここに書いてございまして。おとりであります。

それから、予備費でございまして10万円を計上させていただきます。

それから、戻っていただきまして6ページのほう、歳入でございまして。6ページの歳入のほうを見ていただきまして、一般会計繰入金、これが5,048万9,000円、それから分担金でございまして。これは、加入による分担金を20万円掛ける2戸分を計上しております。それから使用料でございまして。使用料収入は、現年分を918万8,000円、滞繰分を7万3,000円計上しております。あと、督促手数料1,000円、それから純繰越金を1,000円を計上しております。

1ページめくっていただきまして、7ページのほうでございまして。延滞金が1,000円計上してございまして。

それと、雑入のほうで移設補償金ということで332万4,000円、これは県工事にかかわる、先ほど歳出のほうでありました額と同額でございまして。補償金でございまして。

それから、町債のほうでございまして。下水道事業債680万円を計上させていただきます。

以上、農集会計の詳細説明を終わります。どうかよろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上、提案者の提案理由の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第24、議案第54号平成27年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算の質疑は保留しておきます。

---

### 日程第25、議案第55号

○議長（安永 友行君） 日程第25、議案第55号平成27年度吉賀町一般会計予算を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 最後となりました。よろしくお願いたします。

議案第55号平成27年度吉賀町一般会計予算、平成27年度吉賀町一般会計予算は次に定めるところによる。



歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ69億7,202万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第5表地方債による。

一時借入金、第3条、地方自治法235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。平成27年3月9日提出、吉賀町長。

1ページをお開きください。第1表歳入歳出予算、歳入、款1町税、項1町民税2億1,716万6,000円、項2固定資産税2億5,524万3,000円、項3軽自動車税1,903万3,000円、項4町たばこ税3,700万円、項5入湯税545万円、款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税1,700万円、項2自動車重量譲与税3,730万円、款3利子割交付金、項1利子割交付金146万7,000円、款4配当割交付金、項1配当割交付金153万9,000円、款5株式等譲渡所得割交付金、項1株式等譲渡所得割交付金64万2,000円、款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金1億700万3,000円、款7自動車取得税交付金、項1自動車取得税交付金577万9,000円、款8地方特例交付金、項1地方特例交付金110万円、款9地方交付税、項1地方交付税34億1,574万6,000円、款10交通安全対策特別交付金、項1交通安全対策特別交付金80万円、款11分担金及び負担金、項1分担金785万5,000円、項2負担金2,091万4,000円、款12使用料及び手数料、項1使用料7,527万7,000円、項2手数料1,752万3,000円、款13国庫支出金、項1国庫負担金3億1,392万3,000円、項2国庫補助金3億5,451万円、項3委託金151万6,000円、款14県支出金、項1県負担金1億8,029万8,000円、項2県補助金1億5,845万2,000円、項3委託金3,612万6,000円、款15財産収入、項1財産運用収入1,986万4,000円、項2財産売り払い収入2,000円、款16寄附金、項1寄附金280万6,000円、款17繰入金、項2基金繰入金2億7,708万円、款18繰越金、項1繰越金1,000円、款19諸収入、項1延滞金加算金及び過料30万円、項2町預金利子4万円、項3貸付金元利収入4,091万2,000円、項4受託事業収入276万円、項5雑入8,051万円、款20町債、項1町債12億5,908万6,000円、歳入の合計が69億7,202万3,000円でございます。

1 ページをお開きいただきまして、歳出でございます。款1 議会費、項1 議会費6,685万2,000円、款2 総務費、項1 総務管理費11億796万円、項2 徴税費4,768万8,000円、項3 戸籍住民基本台帳費2,606万1,000円、項4 選挙費1,917万6,000円、項5 統計調査費592万8,000円、項6 監査委員費152万3,000円、款3 民生費、項1 社会福祉費9億6,582万3,000円、項2 児童福祉費4億3,612万9,000円、項3 生活保護費9,623万2,000円、款4 衛生費、項1 保健衛生費7億2,573万7,000円、項2 清掃費2億1,495万9,000円、款5 労働費、項1 労働諸費68万8,000円、款6 農林水産業費、項1 農業費3億487万5,000円、項2 林業費6,305万1,000円、項3 水産業費31万1,000円、款7 商工費、項1 商工費1億8,772万4,000円、款8 土木費、項1 土木管理費1億4,625万円、項2 道路橋梁費3億1,314万1,000円、項3 河川費7,146万円、項4 都市計画費5万9,000円、項5 住宅費1億2,921万4,000円、款9 消防費、項1 消防費3億1,140万5,000円、款10 教育費、項1 教育総務費2億1,960万8,000円、項2 小学校費3億203万6,000円、項3 中学校費8,149万5,000円、項4 社会教育費7,039万3,000円、項5 保健体育費3億581万8,000円、款12 公債費、項1 公債費7億4,442万7,000円、款14 予備費、項1 予備費600万円、歳出の合計が69億7,202万3,000円でございます。

次ページの5表地方債、起債の目的、1、公営住宅建設事業債が6,910万円、起債の目的の2の緊急防災・減災事業債が1,530万円、起債の目的3、全国防災事業債1,190万円、起債の目的4、合併特例事業債7,470万円、起債の目的5の過疎対策事業債9億530万円、起債の目的6、臨時財政対策債1億8,278万6,000円。起債の方法につきましては、いずれも証書借入または証券発行。利率につきましては、年利で5.0%以内。償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件により、また、銀行その他の場合につきましては、その債権者との協定によるものとするものでございます。また、特別な事情が出た場合は、ただし書き等を書いてあるとおりでございます。いずれの会計も条件は同様となっております。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） そうしますと、議案第55号平成27年度吉賀町一般会計予算の詳細説明を行います。予算書と参考資料の83ページ以降の平成27年度当初予算の概要、こちらの両方を見比べていただきたいと思います。

まず最初に、当初予算の概要のほうからごらんをいただきたいと思います。

83ページのところですけども、予算編成方針について記載がございます。吉賀町まちづくり計画に沿って記載の内容の方針に従うとともに、地方創生対策の施策の取り組みについても全庁で積極的に行い、特に、①から⑥までの事項に留意して編成を行いました。

また、歳出予算を効果的配分枠、運営管理枠、臨時政策枠の3つに区分して、各課による積算と全庁的な査定により編成をいたしたとごさいます。

これによりまして、その結果84ページのところですけども、一般会計の歳出予算ということで記載がございますが、平成27年度の一般会計当初予算の規模が69億7,202万3,000円、対前年度9億4,523万8,000円の増となりまして、過去最高となったとごさいます。

第1表のところでは、目的別の歳出が表になっております。(1)のところに記載のとおり、総務費につきましては、興学資金基金の特別会計移行に伴う繰出金等により2億9,400万円、32.2%増加をしてるところとごさいます。衛生費につきましては、居住環境改善事業等により3億2,000万円、同じく51.6%の増、商工費は、小水力発電所改良事業による繰出金の減少により1億2,200万円、39.5%の減、教育費は、真田グラウンドの整備事業等によりまして4億7,600万円、94.6%の増となっているとごさいます。

次に、85ページのところです。ここでは、歳出予算について性質別に記載をしてるところとごさいます。これにつきましても、85ページに記載のとおり、維持補修費については道路維持補修工事等によりまして1,800万円、42.5%の増、補助費等につきましては、高速情報通信基盤整備補助金等により3億2,900万円、34.0%の増、普通建設事業費は、公営住宅等整備事業及び小学校施設整備事業等により5億8,600万円、83.3%の増、公債費は、平成14年度債、過疎債の償還終了等により1億500万円、12.4%の減、貸付金は、農地有効利用支援整備事業運営資金貸付金の減少等により300万円、15.9%の減となっているとごさいます。

次、86ページのところです。公債費の状況です。平成27年度の公債費は7億4,400万円で、歳出総額の10.7%を占めており、依然として割合が高くなっているということです。一番末のところですが、平成23年度対比で4億4,500万円、37.4%の減少となっているとごさいます。

(4)特別会計繰出金の状況です。興学資金基金特別会計の設置による繰出金が4,700万円、皆増であります。それから、小水力発電事業特別会計は発電施設の改良工事が減少したことによりまして1億3,700万円、67.2%の減となっておりますとごさいます。

次に、87ページ、こちらにつきましては、歳入予算が書いてございます。歳入全体の49.0%を占める地方交付税、前年度比では5.3%の減ですけども、地方創生に取り組むために、人口減少等特別対策事業費と地域の元気創造事業費を1億4,400万円と見込んでるとこ

でございます。

一方で、地域経済雇用対策費は4,600万円の減となっております。

地方消費税交付金につきましては、地方消費税率の引き上げによる増収分を100%算入しております。これによって、前年度より1億4,500万円、4.5%の増となっております。

分担金、負担金については、保育料等の無償化により、児童福祉費負担金等が減少となり、全体で900万円、25.8%の減となっております。

国庫支出金については、社会資本整備総合交付金、それから学校施設環境改善交付金等により1億9,100万円、40.1%の増となっております。

町債については、過疎対策事業債、臨時財政対策債等により12億5,900万円、66.1%の増となっているところでございます。

88ページのところでは、町債について記載がございます。平成27年度の予算額は12億5,900万円、歳入総額の18.1%を占めています。平成23年度との対比では5億1,600万円、69.4%の増となっているところでございます。

それから、(3)基金の状況です。平成27年度当初予算の主な積み立ては、まちづくり基金に7,700万円、ふるさと応援基金に200万円となっております。取り崩しについては、財政調整基金が4,700万円、ふるさと創生基金が9,600万円、地域福祉基金が1億円を予定をしておるところでございます。

それから、89ページですが、地方債の状況です。学校の耐震化及び大規模改修、既存施設の改修及び更新等、公共施設等に係る費用が影響して9億8,000万円、前年度比14.7%の増加となっております。平成23年度との比較で3億7,600万円、5.2%の増です。

特別会計予算については5のところですが、平成27年度より興学資金基金を特別会計に移行しておると、小水力発電事業については、発電施設の改良工事の減によりまして3億円、72.3%の減少となっております。簡易水道事業は、簡易水道統合事業の工事費増に伴って1億1,600万円、27%の増となっております。

特別会計の公債費の状況は、(1)のところですが、簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業特別会計の公債費は、前年度比で1,300万円、4.1%の減となっております。

平成27年度末の地方債の現在高の見込みは2億1,500万円、5.3%の増となっております。

90ページのところには、社会保障4経費及びその他社会保障施設に要する経費ということで、表に取りまとめておるところでございます。総額で16億677万2,000円でございます。また、ゆっくり後ほどごらんいただきたいと思います。

それから、91ページから110ページまでは、個別の事業について、主要事業の概要ということで載せてございます。これは、予算書の説明のときにあわせて説明をさせていただきたいと思っております。

それから、少し飛んで111ページから114ページまで、こちらにつきましては所管課ごとに補助金を取りまとめております。

同様に、115ページから118ページまでにつきましては負担金を取りまとめておりますので、また後ほどごらんをいただきたいと思っております。

以上が、平成27年度の当初予算の概要でございます。

それでは、予算書の説明のほうに入らせていただきます。

まず最初に、末尾の給与費明細書のところから説明をしたいと思います。111ページをごらんいただきたいと思っております。まず、1の特別職のところですが、長等については、昨年の条例改正によりまして期末手当が19万7,000円、その他の手当のところについては、通勤手当が20万2,000円の増となっております。共済費につきましては、本年10月から厚生年金と一元化になるため、9万6,000円の減となっておりますのでございます。

それから、議員につきましては、辞職に伴う1名の減により報酬、期末手当等がそれぞれ減となっております。議員の共済費につきましては、負担率の増加により145万円と大幅な増額となっております。

それから、その他特別職については、県知事・県議選挙あるいは農業委員会選挙等の投開票の管理者あるいは立会人等の職、あるいは国勢調査の調査員、指導員等の職員の増によるものでございます。

それから次に、2の一般職のところですが、職員数については変動はございません。給料につきましては、112ページの(2)の説明欄に、その要因ごとに増減が記載してございます。トータルで1,137万円の減となっております。職員手当につきましては、個別の手当については111ページの下段のところ、表に記載してございます。異動要因につきましては、112ページのところに、(2)のところに説明があるところでございます。前年度との比較で2,040万2,000円の増となっているところでございます。

それから、111ページのところに戻っていただきまして、共済費につきましては、先ほど長等で説明したとおり、厚生年金と一元化による減でございます。

それから、112ページの(3)以降につきましては、前年度との比較、あるいは国の制度との比較について載せているところでございます。

それから、115ページのところですが、こちらにつきましては、地方債の現在高、前々年度末、前年度末、そして平成27年度末の見込みについて表になっておりますので、こちらもまた後ほ

どごらんいただきたいと思います。

116ページ以降につきましては、債務負担行為の前年度までの支出額、あるいは平成27年度以降の支出予定額の表でございます。こちらについても、またごらんいただきたいと思います。

それでは、歳出予算のほうから説明をさせていただきたいと思います。主要な事業、あるいは昨年との変更点を中心に説明をさせていただきたいと思います。

30ページにお戻りをいただきたいと思います。まず、議会費のところからです。001の町議会議員費につきましては、1名分の減を見込んで報酬、手当等を計上しております。職員人件費は1名分を見ております。そのほかは、大きな変動はございません。

めくっていただきまして、31ページ、総務費、総務管理費の一般管理費です。002職員人件費につきましては、特別職2名、職員25名分を計上しておるところでございます。

それから、32ページ、003職員研修費、下から2行目事業委託料ですけれども、接遇研修あるいは業務改善研修等の委託費を予定しておるところでございます。

それから、026吉賀町誕生10周年記念事業費、こちらにつきましては参考資料の91ページのところにも概要が掲載をしております。91ページのところで見ていただきますと、10周年記念式典あるいはウォーキング大会、夢・花マラソン等の経費が計上をしておるところでございます。それから、10周年の式典の中には文化事業ということで、まだ詳細決まっておられませんけれども、そちらの経費も含まれておるところでございます。

戻っていただきまして、予算書の32ページ、040の団体負担金、新たな負担ということで下の2つでございますが、平和首長会議の会費と教育再生首長会議の会費2,000円、1万円、それぞれこれが新たに加わったものでございます。

それから、050その他経費、嘱託運転手の報酬ということで、今年度、運転手が退職いたしますので、それにかわる嘱託職員の雇用による報酬でございます。2名分でございます。

めくっていただきまして、33ページ、上から2つ目、臨時雇用賃金です。こちらにつきましては産休職員が3名いますので、これの代替職員の賃金を見込んでおるところでございます。雇用するかどうかは、まだ決定をしております。

それから、あと一番下、事業委託料につきましては、例規整備の委託料でございます。条例の改正等による委託でございます。

めくっていただきまして、34ページ、真ん中よりちょっと下のところですが、印刷機のリース料というのがございますが384万2,000円。今年度、コピー機あるいは印刷機等の更新を27年度で考えておりますので、これに係る経費が増額となっております。

それから、施設備品購入費7万円については、通常分として毎年計上しております。

そこから下は、主な変更はございません。

35ページのところです。目の財産管理費、003庁舎維持管理費につきましての施設修繕、物品修繕等は例年のとおり通常分として計上しております。一番下の施設備品についても通常分として計上しておるところでございます。

それから、005その他財産維持管理費の修繕料につきましても、同様に旧長瀬交流館の通常分として計上しております。

めくっていただきまして、36ページの基金積立金の上のところですけども、改良工事費314万円。これにつきましては、JA柿木支店の裏の擁壁が若干傾いておりますので、これを撤去してブロック積みによる工事を行うものでございます。

それから、006基金積立金、これにつきましては、それぞれ利子等を積み立てるものですが、参考資料の91ページの下のところにもありますけども、子育て支援事業、保育料等の無償化に対する基金積み立てを行うということで、まちづくり基金へ7,000万円、そのほかでは、ふるさと応援基金積立金280万円、ふるさと納税の関係です。7,000万円につきましては、歳入のほうで過疎債のソフトを充当することとしております。ふるさと応援基金につきましては、ふるさと応援寄附をそのまま積み立てるようにしております。

それから、予算書のほうに戻っていただきまして、021公共施設等総合管理計画策定事業費です。事業委託料につきましては、既に平成26年度の補正予算で議決をいただいておりますが、債務負担に基づきます平成27年度分の契約額1,279万8,000円を計上するものでございます。

それから、050その他経費の調査委託料です。これにつきましては、ふれあいホール裏の土地の鑑定委託料でございます。

それから、目の6企画費です。004定住対策事業費ですが、参考資料では92ページのところに事業が掲載をしております。定住対策の各種事業がありますけども、主な経費ということで、よしか暮らし相談員の報酬、空き家活用型移住促進住宅改修設計委託料、同住宅の改修費、空き家活用、集落担い手確保事業補助金、UIターン子育て住まい支援事業補助金、子育て世代住宅取得資金利子補給金等の定住対策事業でございます。歳入のほうで、UIターン住まい支援事業、これ県の交付金がありますけども、これが200万円、それから過疎債を1,250万円、住宅の利用料収入72万円を見込んでおるところでございます。これらの事業につきましては、今年度秋に作成します地方創生の対策事業の中に盛り込む予定としておるところでございます。

それから、予算書のほうに戻っていただきまして、37ページ、同じく定住対策事業費のほうですが、先ほどの参考資料のほうに記載してありませんでしたけども、出会い創出の応援事業の補助金、これも継続して行います。2団体分を見込んで60万円予定をしておるところでございます。これにつきましても、地方創生に盛り込む予定としております。

それから、空き家家財等処分推進事業補助金、これにつきましては5件分を見込んでおります。

それから、1つ飛びまして、社会福祉士等修学資金貸付金、こちらにつきましては既存の方が5名、新規の方を12名見込んで834万円を計上しております。これにつきましても、地方創生の事業とする計画でございます。

それから、005生活バス路線確保対策事業費です。内容が変わったのは、吉賀高校の通学バスの、当初は補助金で組んでましたが、年度途中で委託料として組み替えましたけども、こちらについては教育費の吉賀高校対策のほうに組み替えをしております。ですので、こちらのほうからはなくなっております。総額で3,506万7,000円でございます。これにつきましても、地方創生の事業に入れる予定でございます。

それから、006町民文化祭事業費、これも10周年記念の事業として行うということでございますが、詳細がまだ決定しておりませんので、昨年度の補正後の予算を参考に計上をしております。

それから、007のケーブルテレビ事業費、38ページのところでですけども、新規加入者助成金、一番最後のところでですけども、UIターン者15件分、新築10件分を見込んで270万円計上しております。

それから、1つ飛んで、010地域情報費、ホームページの作成委託料、リニューアルをしましたが、また追加の作成、維持管理等に142万9,000円を計上しております。

それから、011企業誘致対策事業費、こちらにつきましては、参考資料の92ページ下段のところに記載がございます。これも全員協議会等で説明しましたが、高速情報通信基盤整備の補助金ということで1億6,286万4,000円を計上しております。財源としましては、過疎債を予定をしております。後ろの119ページのほうにも事業の概要が記載をしておりますので、またそちらのほうも後ほどごらんをいただいたらと思います。これにつきましても、地方創生対策の事業とする予定でございます。

戻っていただきまして、021エネルギー対策事業費です。3つ目の光熱水費と機器保守委託料ですけども、電気自動車の充電スタンドを整備したことによります維持管理費の経費でございます。それから、太陽光発電導入促進事業補助金につきましては、20件分を見込んでおります。170万円、県の助成金が80万円ございます。それから、木質バイオマス熱利用施設導入促進事業補助金につきましては、10件分、133万円を計上しております。県から33万円の助成がある予定でございます。

それから、1つ飛ばして、025総合計画策定事業費です。参考資料では93ページのところです。今年度、まちづくり計画評価委員会で後期評価を行うということでございます。主な経費として評価委員会の委員報酬、それから総合計画策定調査の委託料等が計上をしております。



それから、予算書のほう戻っていただきまして、028町民憲章町歌制定事業費です。町歌制作者の謝礼ということですが、これにつきましては吉賀町においでいただくときの旅費謝礼でございます。

それから39ページ、一番上のところですが、デザイン委託料ということで音頭の衣装等の作製の委託でございます。314万8,000円。

それから033地域おこし協力隊事業、こちらにつきましては参考資料の93ページのところにも掲載がございます。これ、全員協議会のところでも説明がありましたが、吉賀町での産業に従事していただいてそのために地域おこし協力隊を募集するというものでございます。協力隊員の報酬685万5,000円。配置先のコーディネートの委託料360万4,000円等でございます。全協でありましたが、地域ブランド化推進員あるいは産直販売の促進研修員、シイタケ生産促進の研修員2名、そういったものでございます。

それから予算書のほうに戻っていただきまして、今のところで言いませんでしたが、地域おこし協力隊の下3から4つ目、土地建物賃借料というのがありますが、隊員の住居の借り上げ料についてはですね、町のほうでみていってということで36万円計上をしております。

それから、035ふるさと応援寄附推進事業費です。記念品から消耗品までは昨年実施しました感謝状贈呈等の経費でございます。それから一番下の事業委託料につきましては、新たに始める特産品の送付等に係る委託でございます。

それから、040団体負担金、鹿足郡事務組合の負担金ですが、通常の負担金なんですけども、こちらのケーブルの次長分の人件費、去年はし尿処理のほうで人件費を計上してございましたけども、異動によりましてケーブルのほうに本人の方も異動して来られましたので、今年度はこちらのほうで計上をしております。その分が若干人件費分が増となっております。

それから40ページ、一番上の萩石見空港利用拡大促進協議会の負担金でございます。参考資料では94ページの上段のところですが、2便化による利用拡大を促進するということですが、リスク負担も伴うことでもございまして、そういったものも含めた負担金でございます。223万4,000円でございます。財源には過疎債のソフト160万円を予定をしております。こちらにつきましても、地方創生の事業とする予定でございます。

それから予算書に戻っていただきまして、050その他経費です。真ん中よりちょっと下のあたりですが、設計業務委託料54万9,000円でございます。これにつきましては、国道改良工事によりまして、法師淵のバス停あるいはゴミの集積場、これの解体あるいは新築の設計業務でございます。同様に、5つ下ですか、建設工事費274万5,000円。これが同様の工事でございます。建築のほうの工事と解体撤去の工事、それぞれでございます。

それから施設備品購入費、これフェアなんかのときに使いますバックパネル、インタビュー受

けとるときの後ろにパネルがありますけども、そういったものでございます。18万8,000円。

それから電算備品につきましては、フェア等で活用するパソコンの購入費です。それからソフトウェアの購入費は、GISのソフトの購入費でございます。

それから、げんき地域づくり事業補助金につきましては、3年間ございますので、既存の団体分と新規を5件分見ております。

それから、企画費のところでもう一つ付け加えておきますけども、事業を商工費のほうに移動した部分がございます。従来ですと、昨年まで企画費で計上しておりました道の駅管理費、交流研修センターの管理費、都市農村交流事業費、萩石見空港利用促進事業費、墨田区交流事業費、地域間交流拠点施設管理費、その他経費の中のふるさと会に関する経費、こちらにつきましては企画費から商工費のほうに移動しておりますので、また商工費のところでも御紹介をしたいと思います。

それから次に、目の7土地対策費です。職員人件費につきましては3名分です。

それから41ページ、003地籍調査事業費ですけども真ん中よりちょっと下のところですが、ロケター対応杭これについては昨年度御質問をいただいたものでございますが、町のほうで整備をして広報をしていくための準備の経費10万円でございます。

それから測量業務委託につきましては、今年度新規田野原地区0.29平方キロメートル、それから白谷地区と下須地区が1.20平方キロメートル。継続として田野原地区が0.25平方キロメートル、白谷地区と下須地区が1.40平方キロメートル。これにかかる事業費が4,214万7,000円でございます。

それから、目の8電算管理費003基幹システム費です。その4つ目、通信運搬費ですけどもメガデータネットの通信料、容量10メガから100メガに変更しておりますので、それに係る経費が増加しております。処分料につきましては、パソコンの廃棄処分料です。

それから機器保守の委託料、それからソフトウェアの保守の委託料、これにつきましては総合行政システムあるいは戸籍システム等の委託料でございます。開発委託料につきましては、今年度財務会計とグループウェアの更新を予定しておりますのでそれに係る委託料が4,626万6,000円。

それから電算機器のリース料につきましては、端末化パソコン職員用100台分を見込んでおります。ソフトウェアのリース料につきましては、総合行政システムに関するもので842万4,000円を見込んでおります。

それから電算備品の購入費ということで、番号法関連の機器あるいは財務会計グループウェア等のハード整備に伴うものでございます。めくっていきまして42ページ、ソフトウェアの購入費につきましては、番号法関連あるいはグループウェア等のソフトの購入費でございます。それ

から外部システムの負担金ですが、番号制度で中間サーバープラットフォームの利用料というのが今度から発生します。これに係るものが441万7,000円でございます。

それから、番号カードの関連事務交付金ということで個人番号カードの事務の委任を行うための経費でございます。

それから050その他経費、印刷製本費が増加していますが、新しいシステムに伴います帳票等の印刷費、これが200万円増加となっております。

それから、目の10自治振興費です。004地区組織活動費、参考資料では94ページでございます。自治員の報酬あるいは自治振興奨励金、最終年度となりましたけども自治振興交付金等の経費でございます。自治振興交付金につきましては、過疎債のソフト970万円を充当しておるところでございます。

それから戻っていただきまして、予算書の42ページ005自治会館の地区集会所管理費、施設修繕については通常分を計上しております。

それから43ページ、021地区集会所建設事業費です。測量・設計業務委託料これにつきましては、立河内集会所の基本設計あるいは宅地の造成工事の測量調査・設計等の委託費でございます。

それから、目の11電源立地地域対策事業費003電源立地対策事業費ですが、参考資料では95ページです。そちらのほうに事業概要ということで記載がしておりますが、蔵木のグラウンドゴルフ場の施設整備と芝刈機の購入あるいは六日市中学校、吉賀中学校の図書室にエアコンを設置する経費でございます。事業費はそこに書いてあるとおりでございます。財源としまして交付金を440万円、過疎債620万円充当する予定でございます。

戻っていただきまして、目の12諸費です。003交通安全対策費、小備品の購入費、桃太郎旗あるいはレインウェア・ナイロンジャケット等の購入費24万円でございます。

それから004防犯対策費の下のところですが、電算システム保守委託料あるいはソフトウェアリース料、これにつきましては空き家管理システムを新たに導入するというので、今年度から委託料あるいはリース料が発生をしております。

それから、防犯灯の設置につきましては3カ所、防犯灯設置助成。最後のところ、下は助成が抜けてますが、助成金については15基分を見ております。

それから44ページです。項の2町税費……

○議長（安永 友行君） 課長、徴税費までで休みましょう。

44ページの総務費の徴税費に入るまでに、10分間休憩します。

午後3時00分休憩

.....

午後3時10分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般会計予算の詳細説明を続けます。

○総務課長（赤松 寿志君） それでは、徴税費のところから説明をいたします。

44ページ、職員人件費5名分でございます。その他大きな異動はございません。

それから45ページ、戸籍、住民基本台帳費です。職員人件費3名分。異動等は大きなものはありません。

それから46ページ、選挙費です。県知事、県議会議員の選挙費が、投開票があるということで選挙の執行経費等の予算が計上をしております。

47ページの一番最後のところ、事務用備品購入費128万円ですけれども、投票用紙の計数機を2台、新たに購入する予定にしております。それから、農業委員会委員選挙につきましては、任期満了に伴う選挙執行経費でございます。

それから、下のところ、統計調査費です。これも、基準日等によって調査を行うものですが、48ページのところですけれども、27年度は国勢調査の年になります。014国勢調査費ですが、統計調査員62人分、指導員8人分の報酬を見込んでおります。

その下、農林業センサスにつきましては、事後報告費等の経費、経済センサスは、28年度分の準備経費でございます。

それから、49ページです。民生費、社会福祉費の社会福祉総務費、職員人件費につきましては12名分を計上しております。

それから50ページ、010臨時福祉給付金事業、昨年に続き実施するものですけれども、臨時福祉給付金につきましては、平成26年度の実績に、新規50人を見込んでおります。1,050万円でございます。

011生活困窮者自立支援制度、これについては、新たな制度ですので、今年度、新たにしております。事業委託料については、社協に人件費、あるいは事業費等の委託でございます。

住居確保給付事業補助金につきましては、住宅手当の4人分でございます。

それから050その他経費につきましては、参考資料の95ページに掲載がございます。事業概要のところにありますように、社会福祉協議会の運営費等の補助、あるいはシルバー人材センターの運営補助ということで、3,097万2,000円の補助金でございます。財源として、過疎債ソフト430万円等を充当するものでございます。

それから、予算書のほうで、目の2、高齢者福祉費です。

003老人福祉センターの管理費です。機器の借り上げは、AEDのリースです。それから、施設備品の購入費につきましては、ウォータークーラーと宴会用の机の購入費でございます。

それから、005特養とびのこ苑の管理費、施設修繕につきましては、浴槽の補修2台分でご

ざいます。それから、1つ飛んで設計業務委託料、これにつきましては、ナースコールの改修工事の設計業務でございます。それから、3つ下の改良工事費は同ナースコールの改修工事、1,026万円でございます。施設備品購入費につきましては、介護用ベットが30台、シャワーキャリーが2台、合わせて1,846万円でございます。

それから、017老人ホーム入所措置事業、老人ホームの入所措置につきましては、消費税のアップ分を上乗せをして8,755万7,000円でございます。

めくっていただきまして、52ページ。027デイサービスセンターの管理費です。施設修繕料につきましては、六日市のデイサービスのエントランスの修繕工事が17万3,000円、1つ飛んで、設計業務委託料につきましては、七日市のデイサービスの避難経路等の改修工事の設計業務でございます。1つ飛んだ下の改良工事、これがその工事費250万5,000円でございます。施設備品購入費につきましては、六日市デイサービスと、柿木デイサービスのテーブルと椅子の購入費でございます。

040団体負担金。鹿足郡養護老人ホーム組合負担金ですが、これにつきましては、改良工事が28年度に延びた分が2,041万3,000円を含まれておりますので、かなり大幅な増となっております。

目の4、障がい者福祉費です。

003特別障がい者手当て等支給費、53ページのところですが、特別障がい者手当てにつきましては17名分、障がい児福祉手当については2名分計上をしております。

007福祉医療費助成費ですが、その福祉医療費助成、制度改正等により増額がありましたけれども、全体では435万4,000円減額となっております。

040団体負担金、ろうあ者大会は益田市で開催することによる、今年度新たに発生するものでございます。

その他経費、これにつきましては、参考資料の96ページに記載がございます。人工透析等の受ける方の通院費の助成、あるいは障がい児デイサービス施設に通所する方、あるいは保護者の方に交通費の助成を行うということで、それぞれ187万2,000円、136万1,000円を計上するものでございます。財源としては、過疎債のソフト180万円充当することにしております。

それから、予算書に戻っていただきまして、目の6、障がい者自立支援費です。

003自立支援医療費助成事業です。真ん中下のあたりですが、厚生医療費の助成、新規3人分見込んでおります。育成医療費助成、療養介護医療費助成等については実績見込みによる予算を計上しております。

それから、004自立支援介護給付事業費につきましては、54ページのところで介護給付費

6,316万7,000円、介護給付あるいは障がい児通所給付等の実績見込みによるものでございます。

それから、サービス利用計画作成費についても、実績見込みと新規を1件見込んでおるところでございませう。

それから、その下の自立支援訓練等給付事業費についても、実績見込みによる6,670万円でございます。

それから、006地域生活支援事業費、真ん中のちょっと上のあたりで、事業委託料につきましては、手話通訳者の設置事業のあるいは奉仕員の研修、障がい者ミニデー等の委託でございます。

それから施設管理委託料は、地域支援活動支援センターよしかの里の施設管理の委託料でございます。相談支援事業委託につきましては、よしかの里あるいは社会福祉協議会希望の里ハピネス福祉会等への委託費でございます。

移動支援事業については、16名分を計上をしております。日中一時支援は3人で年間40日を見込んでおります。

それから、身体障がい者の自動車改造費の補助は2件分を見ております。

障がい者自立支援特別対策事業補助金は通所サービスによるものです。

それから日常生活用具給付費は在宅生活用具あるいは聴覚障がい者用の通信装置、あるいはストマといったものを見込んでおります。

それから、障がい者虐待対応一時入所は30日分見込んでおります。

007につきましては、参考資料の96ページに掲載してあります。上の方です。障がい者の医療助成あるいは通院助成等です。財源は過疎債のソフトが充当してあります。

それから予算書の55ページ、児童福祉総務費です。

005児童手当支給費、被用者児童手当あるいは非被用者児童手当、平成26年度の実績見込みに新規見込みを加算して計上をしております。

006放課後児童対策事業費。これにつきましては、今年度2カ所増設になりますので、それに対する経費が増となっております。嘱託職員の報酬につきましても、14名分でプラス3名となっております。

それから、下から2行目、事業委託料ですけれども、これにつきましては、六日市保育所への委託料でございます。

土地建物賃借料につきましては、柿木第二の開設のための使用料でございます。借り上げ料です。

56ページ、事務用備品につきましては、新規に開設する学童分を見込んでおります。

それから施設備品につきましては、FAXの購入費5カ所分でございます。

それから、放課後児童クラブの利用料につきましては、今年から無料化にしますので、それにつきましては、地方創生の事業に盛り込む予定でございます。

012子育て世帯臨時特例給付金事業費です。給付金、平成26年度実績に新規50人を見込んで195万円を計上しているところでございます。

それから、013地域子育て支援拠点事業費。これにつきましては、子ども子育て支援法の施行によりまして、旧つどいの広場事業から事業名を変更しております。子育てサロンの嘱託員の報酬、あるいは臨時雇用賃金、単価の見直しを行っておりますので、時給で100円、日額で800円アップとなっております。

それから57ページ、014子どもを守る地域ネットワーク強化事業費、これも子ども子育て支援法の施行によりまして、旧児童家庭相談事業費から名称を変更をしたものでございます。講師謝礼につきましては、児童虐待防止講演会等の講師謝礼を新規に計上しております。

次に目の2、保育所費。職員人件費は保育士1名分です。

007特別保育事業費です。障がい児保育事業、地域活動世帯間交流事業、一時保育事業、地域子育て支援センター事業は新規事業に移行をしております。休日保育事業については、給付事業となったために廃止となっております。病後児保育事業補助金につきましては、新規に六日市保育所が事業を開始することによるものでございます。

008地域型保育給付事業費です。これも子ども子育て支援法の施行に伴いまして、朝倉保育所事業あるいは木部谷保育所事業から移行したものでございます。事業費総額2,746万4,000円です。給食配膳嘱託職員につきましては、新たに給食提供を伴う雇用でございます。臨時雇用賃金につきましては、開所時間、あるいは日数の増加等によりまして、賃金額が増加となっております。

58ページ、真ん中よりちょっと下のあたりですが、保育運營業務委託料1,345万2,000円。木部谷保育所の認可保育所化に伴いまして、人員増等によるものでございます。給食調理業務、あるいは給食配送業務につきましては、給食提供に伴うものでございます。施設備品購入費ですけれども、朝倉保育所と木部谷保育所のエアコンの設置、あるいは給食を提供するための備品の購入費149万7,000円でございます。

010施設型保育給付事業費、これも法施行に伴いまして、法人児童保育所委託費から移行するものでございます。保育所運営費負担金につきましては、保育所運営費単価の増額によりまして、大幅に増加をしております。2億3,908万2,000円。それから法人保育所の運営費補助金につきましては、法改正によりまして、ホームページ等で財務諸表を公表することが義務付けられておりますので、ホームページの開設経費、あるいはインターネットの接続経費を補助す

るものでございます。

011 しまねすくすく子育て支援事業費です。これも法改正によりまして、特別保育事業から移行するものでございます。障がい児保育事業補助金につきましては、単価の一部が保育の給付化したために減額となっております。

民間保育所の運営対策事業補助金ですけれども、少人数の保育所となったために新規事業として新たに加わったものでございます。保育料の無償化に伴うものにつきましては、地方創生の事業として盛り込む予定としておるところでございます。

次に、050 その他経費です。59 ページのところ、安心こども基金事業補助金です。昨年までは保育士等処遇改善臨時特例事業というのがありましたけれども、これについては給付金に含まれることになりましたので廃止となっております。

次に目の3 母子福祉費、004 児童扶養手当給付費です。支給費は実績見込み、新規を5人分見込んで2,330万2,000円予定しております。

それから次に、生活保護費です。生活保護総務費で60 ページのところ、電算システムの開発委託につきましては、番号制度の導入に伴う整備で354万3,000円を計上しております。

それから生活保護の扶助費ですが、生活保護費につきましては、医療扶助費が伸びていることによりまして、前年度より増額となっております。

施設事務費は新規でございます。

次に衛生費の保健衛生費、保健衛生総務費。職員人件費は7名分です。

それから61 ページ、008 地域医療対策費です。参考資料では97 ページのところ、上のところにありますけれども、石州会六日市病院の支援計画に基づいて、支援をしていくということで、地域医療確保緊急対策事業費2億3,733万4,000円。これにつきましては、1億円の緊急融資を含んでおります。

それから医療従事者等の確保対策補助金。これにつきましては、医師1名、看護師4名、准看護師20名分を見ております。そのほか、医学生奨学貸付金が170万円。財源としては過疎債のソフトが1,760万円と地域福祉基金の繰入金1億円を予定をしております。これにつきましても、地方創生の事業に盛り込む予定としております。

次に、013 の食育推進事業費ですが、予算書の62 ページ。機械器具購入費、上から2つ目ですが、食育教室等の備品でございます。タペストリーでありますとか、食育を進めるための食品の模型あるいはエプロンといったものの購入費でございます。

それから、027 いきいき健康高齢者表彰事業費。これは新規事業でございます。健康で、生きがいを持って、元気に生活している高齢者を表彰しようというものでございます。記念品30名分を計上しております。



それから040団体負担金、第二次救急医療負担金、582万7,000円。これにつきましては、地方創生事業に盛り込む予定としております。

それから63ページ、母子衛生費です。003乳幼児検診事業費、下から2つ目の施設備品購入費、デジタル乳児体重計の購入費でございます。

004子ども等医療費助成事業費、医療費助成ですが、平成25年度の一人当たり費用額をもとに推計をしております。2,180万9,000円。こちらにつきましても、地方創生の事業に盛り込む予定としております。

007妊婦健診事業、参考資料では97ページです。妊婦の通院費の補助と検診の助成です。通院費につきましては40名分、妊婦健診につきましては5名分を見込んでおります。財源は過疎ソフト320万円でございます。こちらも地方創生の事業に盛り込む予定としております。

それから、64ページの一般不妊治療費助成事業費、これにつきましては、昨年同様7件分を見込んでおります。これについても、地方創生事業に盛り込む予定としております。

それから次に、目の予防費です。予防接種につきましては、若干、予防接種費が減額になっております。あとは大きな異動はございません。

65ページの環境衛生費です。66ページの021居住環境改善事業費、参考資料では98ページです。これが旧備中屋の解体経費でございます。設計監理業務が235万5,000円、建物の解体費が2億2,305万6,000円。財源としては社会資本整備総合交付金8,000万円でございます。

次に66ページ、目の5斎場費ですが、これについてはおおきな異動はございません。

次に清掃費のごみ処理費です、67ページです。可燃物処理の事業費につきましては、ごみ袋の作成費が若干増えております。資源ごみの処理事業費につきましては、収集運搬委託料で委託料の見直しによりまして、若干の増額となっております。

050のその他経費、処分料と運搬委託料、一番下のところですがけれども、これにつきましては、空き家から出てきたごみの処理にかかるものを、新たに今年度から計上しております。

それから、目の2し尿処理費で、003浄化槽維持管理助成事業費、参考資料で98ページの下段のところです。浄化槽の維持管理にかかる補助金でございます。26年度実績に新規を16件分見ております。財源につきましては過疎ソフトを見ております。

予算書では021の個別合併浄化槽処理設置事業費、これは新たに設置するものの補助金を12基分みております。496万8,000円でございます。

それから68ページです。労働諸費。こちらの方は大きな異動はございません。

次に農林水産業費の農業費です。農業委員会費については大きな異動はございません。農業総務費は、職員人件費9名分。農業振興費の003有機農業振興費につきましては、参考資料の

99ページの方に掲載がございます。有機農業塾の開催等の経費でございます。今年度、塾の内容をリニューアルしまして、座学でありますとか、圃場の巡回指導等を取り入れることとしております。主な経費として、土づくり事業の補助金、あるいは有機JASサポート事業の補助金、みんなで広げる有機の里事業補助金、土壌分析の補助金、こういったものを計上しております。財源は、過疎ソフトの230万円を計上しておるところでございます。

それから予算書の70ページ、005経営所得安定対策事業費です、これにつきましては、戸別所得補償推進事業費から名称が変わっております。事業の内容は同じでございます。

それから、007農地利用集積特別対策事業費。これにつきましては、参考資料の99ページの方に掲載がしてございます。農地流動化の補助金340万円ということで、10年更新の予定あるいは6年更新の予定、あるいは中間管理事業分と新規事業分を見込んでおるところでございます。財源は過疎ソフト340万円でございます。

予算書の011中山間地域等直接支払交付金事業費、交付金につきましては49協定、3,691万2,000円の予算額でございます。

それから、012農業振興補助金です。野菜等生産施設整備事業費補助金につきましては小規模ハウスを1軒増加をしております。

016の新規就農者育成確保事業については、参考資料の100ページに掲載がしてございます。上段のところにありますけれども、半農半X支援事業補助金。これにつきましては6名分です。青年就農300万円。これについては3人分を見込んでおります。財源として、半農半Xの補助金あるいは青年就農の補助金、これは10分の10、半農半Xは2分の1です。過疎債ソフトが320万円でございます。これにつきましても地方創生の事業に盛り込む予定としております。

予算書の026です、71ページ。環境保全型農業直接支払交付金事業費。交付金につきましては、666万8,000円。カバークロップ、有機農業あるいはたい肥、それから冬季湛水等の事業費を予定しております。

027新農林水産振興がんばる地域応援総合事業費につきましては、事業内容が参考資料の120ページに表になっておりますのでまた後ほどごらんをいただいたらと思います。新規就農者のパイプハウス、空き菌床ハウス、あるいは生産者団体の空きハウス等の事業でございます。これにつきましても、地方創生の事業に盛り込む予定としております。

028地域ブランド化推進事業です。事業委託料につきましては、農産加工人材の育成・支援、あるいは新規商品開発の支援、個別指導等の委託でございます。施設備品につきましては、交流センターの備品でございます。農産加工施設整備事業補助金につきましては、機械器具の導入を1件分見ております。こちらの事業につきましても、地方創生に盛り込む予定にしております。

030 地産地消推進事業費、内容は昨年と変わっておりませんが、これについても地方創生の事業に盛り込む予定としております。

032 機構集積協力金交付事業費、これは新規事業ですけれども、農地中間管理機構を通して農地を貸し付けた地域、個人を支援するというものでございます。機構集積協力金として、経営転換協力金が7件、耕作者集積協力金として、その他合わせて508万円を計上しておるものでございます。

72ページですが、農業振興施設費ということで、ふれあい会館の管理費は大きな異動はございません。

それから、農産加工の管理費もございません。

73ページ、008 農業振興施設管理費の施設修繕料、地域食材供給施設の軒裏の塗装でございます。施設備品購入費につきましては、ショーケースを1台購入するのと、消火器8台の購入費でございます。

それから、目の6 農地費です。職員人件費が1名分でございます。

農道水路維持管理費については、若干上乘せをしておるところでございます。

021 中山間地域総合整備事業費。これにつきましては、参考資料の100ページに図がございます。そちらの方も参考にしていただけたらと思います。

74ページですが、事業の負担金が1,180万円でございます。

029 農地環境整備事業費。立河内地区農地環境整備事業費の負担金でございます。参考資料の101ページに図面がございます。

それから、030 農業基盤整備促進事業費、維持補修工事費ということで、皆富地区の水路改良、あるいは暗渠排水等でございます。それから有飯地区の区画整理、朝倉の農作業道の舗装、そういった事業でございます。こちらにつきましては、参考資料の121ページに地図があると思いますのでごらんをいただきたいと思います。

031 多面的機能支払交付金事業です。農地維持支払交付金につきましては、継続6組織と、新規を3組織でございます。共同活動についても同様でございます。長寿命化活動につきましては、継続4組織と、新規が1組織でございます。

034の農業競争力強化基盤整備事業費につきましては、県単の調査負担金で、真田地区、参考資料の123ページに地図がありますので、そちらをごらんいただきたいと思います。参考にいただきたいと思います。

75ページです、林業費。林業総務費です。職員人件費は2名分です。

それから、003 有害鳥獣対策費の真ん中あたり、機械器具購入費72万9,000円。熊の捕獲用わな5台分でございます。

050その他経費。「エポックかきのきむら」経営改善支援補助金。これは全員協議会で説明したコンサル等のお願いする補助金250万円でございます。

目の2林業振興費ですが、021町行造林事業費です。76ページの事業委託料、間伐2.23ヘクタールと、作業道開設2,000メートルに伴う事業費でございます。

022公社造林事業費につきましては、事業委託料、搬出間伐12.1ヘクタールでございます。

それから、024町有林の整備事業。事業委託料につきましては、下刈りが3.26ヘクタール。同じく雪おこしも3.26ヘクタールでございます。

027高津川流域木材活用促進事業費ですが、促進事業費の補助金は5件分100万円、家具・建具づくりの補助金は5件分、50万円を見込んでおります。

028木の駅プロジェクト事業、内容については例年通りですけれども、これにつきましては地方創生の事業に盛り込む予定としております。

050のその他経費、一番下の機械器具購入費ですが、大人、子どものヘルメットあるいは、スコップ等の購入費でございます。

それから77ページ、林業振興施設費です。003の菌床関連は、消火器の購入費あるいは処分費が入っているぐらいです。

それから005林業総合センター管理費、一番下のところですがけれども改良工事費につきましては、下水接続並びに舗装工事342万7,000円でございます。

それからめくっていただきまして、78ページ、林道費です。職員人件費は1名分です。

それから003林道維持管理費につきましては、小河内線の維持工事、恋路山線の柵の設置工事等が新たに予定をしておるところでございます。

水産業費は大きな異動はございません。

それから79ページ、商工費です。商工振興費ということで、003商工振興対策費、認定職業訓練事業補助金につきましては、情報処理研修でございます。中小企業育成資金利子補給金は継続分と新規分を見込んでおります。

それから、緊急信用保証料補給金は5件分を見込んでおります。

産業活性化支援事業補助金は販路拡大を2事業者、研究開発を2団体見込んでおります。

それから、産業創出都市連携事業は6事業者を見込んでおります。

それから、小規模事業者経営改善利子補給は、継続予想5件と新規予想5件でございます。

中小企業設備貸与制度保証金補助金は3件分を見込んでおります。

022地域経済活性化事業費、これにつきましては、参考資料の101ページに掲載しております。スタンプ会等による経費ですが、プレミアム商品券の経費につきましては、補正予算で計

上しましたが、柿木六日市合同——今度統一されますので、その共同イベントの経費を27年度  
の予算で計上するものでございます。102万円の補助金でございます。これについては、過疎  
ソフトと充当しておるところでございます。

それから予算書のほう戻っていただきまして、024住宅改修促進事業、これにつきましては、  
参考資料の102ページのほうでも掲載がございます。例年の通りでございますが、事業費  
800万円、40件分を見込んでおります。財源につきましては、過疎ソフトを予定しておりま  
す。

それから、予算書の79ページですが、027地域産業人材育成事業費。これにつきましては、  
補助金としてよしか立志塾実施協議会への補助金140万7,000円を見込んでおります。こ  
れにつきましても、地方創生の事業に盛り込む予定としております。

それから、028地域商業等支援事業費、この補助金につきましては、全員協議会で説明しま  
したが、移動販売車の支援事業のほうについて、取得費を1件、維持費を2件見ておるところで  
ございます。

それから次に観光費です。003観光振興対策費、参考資料では102ページです。そこにあ  
りますように主な事業ということで、観光素材活用対策広告料、観光協会の補助金といったもの  
が計上しておられます。その他にも山口方面へのPRパンフの印刷費、あるいはPR事業の委託  
費が計上しております。

それから、備品購入費として電子ポスターを掲示するデジタルサイネージキットという器具を  
3台購入する経費があります。財源につきましては、過疎ソフト等でございます。

予算書のほうで戻っていただきまして、一番下の神楽競演大会の補助金16万円というのがあ  
りますが、これは陰陽神楽に対する商工会がやっておりますこれに対する補助でございます。こ  
れにつきましては、ふるさと応援寄附を充てる予定としております。

それから、004健康増進交流促進施設管理費、参考資料では103ページです。3,479万  
円でございますが、そこに今年度の事業概要で男湯の天井の改修工事、あるいは送迎バスの購入  
等でございます。指定管理料とそれから男湯の天井改修工事が891万円、設計監理業務が  
51万6,000円でございます。車両の購入費が900万円。財源としては、合併特例債を  
850万円、車両の購入費に対してみております。

それから、予算書のほうで、施設備品購入費123万1,000円というのが計上してありま  
すけれども、これにつきましては、ウォータークーラーあるいは冷蔵庫、ホットワゴンこういっ  
たものの購入費でございます。

それから81ページ、目の3都市農村交流費。これが総務費の企画費のところでは言いました、  
そちらから移ってきたものでございます。003ふるさと会事業費からずっとありますけれども、

内容的には昨年企画費に組んだものと大きい異動はございません。

82ページで021萩・石見空港利用促進事業費です。補助金ですが、片道3,000円、往復分を100人分見込んでおります。これにつきましては、地方創生の事業に盛り込む予定としております。

024彫刻の道整備事業費、委託料等につきましては、26年度の補正予算に計上しております。東京スカイツリーの入館料補助を、昨年までは墨田区交流事業経費ということでやっておりましたが、こちらのほうに名称を変更しておるところでございます。

次に土木費です。土木管理費、土木総務費につきまして、職員人件費は2名分です。

83ページ、050その他経費、改良工事費1,572万9,000円です。これにつきましては、国道187号線法師湊工区の工事に伴いまして、田んぼのかさ上げ等の関連工事でございます。町道償還金が3カ所分でございます。土木関係につきましては、参考資料の124ページに全体の地図がついておりますのでまた後ほどごらんをいただきたらと思います。

それから次に道路橋梁費、道路橋梁維持費です。003道路維持管理費の事業委託料につきましては、橋梁点検、あるいはトンネルの補修、設計業務、町道改良の測量試験費等の委託費でございます。3,738万7,000円。維持補修工事は通常分と、大井谷線の補修工事が若干増額となっております。

それから84ページ、道路橋梁新設改良費、職員人件費は3名分です。木部谷線につきましては、参考資料の103ページでございます。改良工事費6,000万円。財源として社会資本整備総合交付金4,200万円、過疎債1,800万円でございます。

次に、予算書の028初見河津線改良工事舗装工事でございます。参考資料に127ページに平面図が載っております。744万円でございます。

029朝倉真田線の改良工事、路肩のカラー舗装でございます。参考資料128ページの平面図を参照にさせていただきたいと思っております。

043夜打原相生線の交通施設安全整備、参考資料で104ページに事業内容が記載をしております。橋台の工損調査委託料、あるいは、歩道橋の整備工事、用地補償費等でございます。財源は社会資本整備総合交付金、過疎債を予定しております。129ページのほうにも平面図が載っておりますので、またごらんいただきたいと思っております。

予算書に戻っていただきまして、045町道坂折吉原線の改良工事240メートルでございます。参考資料では130ページに図面がございます。

それから、053七日市排水整備事業です。これは、昨年度に引き続き実施するものでございます。建設工事6,010万1,000円、平面図は131ページでございます。

次に、河川費です。河川総務費は異動はございません。河川改良で027鑄物師川改良事業費、

改良工事1,504万1,000円、参考資料では132ページに図面がございます。

028 抜月用排水路の改良工事。工事費605万3,000円。参考資料では133ページに図面がございます。

それから、029 高津川防災安全交付金事業費、委託料3,929万2,000円。参考資料では104ページの事業概要がございます。谷尻橋の架けかえ工事にかかる負担金でございます。委託料3,929万2,000円で、財源は社会資本整備総合交付金と過疎債でございます。

次に、予算書では86ページ住宅費です。住宅管理費の003住宅管理費ですが、維持補修工事費、一番下のところですけど、樋口団地の外壁の塗装、同じく若者定住樋口団地の外壁の塗装、それから白谷団地の外壁の防水工事、こういったものによりまして、352万6,000円を見込んでおります。

それから、目の2住宅建設費022公営住宅等整備事業費、これにつきましては、参考資料の105ページに詳細があります。主な経費ということで、中原団地の設計業務の委託、薦の子山団地の建設工事の設計監理業務の委託、薦の子山団地の工事費、建設工事費でございます。財源は社会資本整備総合交付金と公営住宅建設事業債でございます。135ページと136ページには平面図がございます。

それから、予算書に戻っていただきまして消防費です。87ページの040団体負担金ですけども、益田広域圏の負担金、参考資料の105ページに内容が記載してございます。通常負担金と施設整備に伴うものでございます。通信緊急通信指令装置のあるいは救急車の購入費、県の防災ネットワークの再整備にかかる負担金でございます。財源は過疎債、あるいは緊急防災減災事業債を計画しておるところでございます。

それから、006消防施設の管理費、施設修繕料148万8,000円ですが、これにつきましては、ホースの乾燥棟の修繕塗装、消防車庫の塗装、柿木防災センターのブラインド、こういったものを計画をしております。それから5つくらい下のところに、測量設計業務委託料というのがありますが、これにつきましては、柿木防災センターの外壁を改修する工事の設計委託を175万円見込んでおります。それから、一番下の機械器具購入費につきましては、六日市防災センター、柿木防災センターの掃除機の購入費でございます。それぞれ1台、計2台でございます。

それから、88ページ021消防車両整備事業費です。参考資料106ページのところにございます。事業概要では、立河内地区の消防活性化のため小型動力ポンプ積載車を更新しますというふうにありますけど、ちょっと立河内地区は消防車庫の移転が今計画をされておりますので、その内容によっては、若干配置箇所が変わる可能性がございます。また、消防団の内部等でも協議をしていただいて、正式な配置場所についてはまた、更新時期の変更等で対応していきたいと

いうふうに思っておるところでございます。財源につきましては、石油貯蔵施設立地対策補助金 355万1,000円と過疎債を見込んでおります。それから、予算書の050その他経費、一番下の機械器具購入費です。これにつきましては、団員用の安全靴150足と、救助用のボートの購入費、これを新たに購入する予定としております。

それから、災害対策費です。003災害対策費につきましては、参考資料の106ページにあります。ハザードマップの作成委託あるいは自主防災組織の資機材の整備、自主防災組織の活動費の補助金、こういったものが予定をしております。

それから、ここには記載がございませんが、庁舎に太陽光発電設備を設置するための事前調査の業務委託が22万7,000円、これについてもこの中で予算化をしております。財源につきましては過疎債のソフト、これは、自主防災組織の活動事業に対する補助金に対して過疎ソフト60万円を予定しております。

それから次に、89ページです。例年のところに若干上乘せをした程度で大きな異動はございません。

それから次に、教育費です。

○議長（安永 友行君） 課長、課長。

○総務課長（赤松 寿志君） はい。

○議長（安永 友行君） どうせ済むまあけえ、おুকかつちゅうにここで。きゅうきゅうじゃが、ちよっと中途半端な、お疲れじゃろうけえ。

○総務課長（赤松 寿志君） はい。

○議長（安永 友行君） お疲れと思いますし、それなりのめどが立ったようなので、教育費からはあした歳入も含めて、あさってか、あさってに持ち越します。

---

○議長（安永 友行君） ということで、お諮りをします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。

午後4時05分延会

---